第三章　近世の芦屋

(一)　近世的村落の成立

織豊政権の成立　封建的全国統一をめざし、その道を開拓した人物が織田信長・豊臣秀吉・徳川家康の三者であることは今さらいうまでもない。そしてかれらが統一者をめざして努力しつつあった間も、また統一者となってからのちも、依然として警戒を必要とする存在は当時畿内地方においてもっとも成長した封建権力の隷属的地位からの解放をめざす農民と都市との社会変革的な力であった。かれらはそろって戦国大名として成長するには最もよい条件にめぐまれていた東海地方にあったが故に、畿内の群小大名の抵抗はさほど問題とする程のものでもなかったのである。しかしてこの畿内の農村と都市を掌握することはかれらにとってもっとも強力なエネルギー提供の源泉を作ることでもあったのである。

永禄一一年（一五六八）入京した信長は座と関所の撤廃を手がけ畿内から漸次諸国に及ぼしていったが、これらの政策は旧来の荘園的束縛を全面的に打破せんとするものであり、物資の流通・物価の下落・交通の自由をもたらすものであった。この限りにおいて農民とか、旧特権商人と闘いつつ新しく拾頭してきた商人などの要望に対し十分に応ええたといえる。この政策はかれらが拾頭しつつあった変革力を巧みに利用して応仁の乱の後もな

お残存していた旧勢力である荘園勢力（寺・社・公家等）を一掃してゆくのに効果あらしめ、新時代の指導者に対する衆望を吸収することを目的としていたことは明らかである。

しかしながら、信長・秀吉にとっては、かように農民とか新興商人とかを喜ばし関心をよび起させるような政策のみを採ることが目的なのではなかった。あくまで旧勢力の打破であり、新領主権の確立であった。延暦寺の焼打と所領の没収、足利将軍の追放、徳政令の禁止、摂津・和泉・大和に矢銭を課すこと、さらに検地の実施に至って旧勢力は絶たれた。この方向を一層推進し軌道に乗せたのは一向一揆の撃滅であり、信仰を中心として一揆を援助した農民の抵抗力の打破であり、その結果この活発な抵抗力をもつ農民を従え、かれらを足場にしたことが、信長らに大いに力を与えたのであった。

かように信長と初期の秀吉とは旧勢力の一掃と農民の抵抗力の撃破という封建権力確立の基礎作業の達成に努力したのであるが、畿内を中心とする秀吉の統一事業はようやく天正一三年（一五八五）に至って見とおしがついたのである。大阪城完成、畿内検地完了、楽市・楽座政策の落着、大名転封開始、豊臣賜姓等。この時期までの政策はおおよそ農民・商人とも同じ方向の旧勢力からの解放であったが、その基礎をゆるがぬものにするため秀吉の政策は専制の方向をたどるのである。キリシタン禁制、刀狩、検地等において特にその姿を示している。

戦国大名の対農民政策と村落の発展　信長が天正一〇年（一五八二）本能寺にたおれてから、その遺業をうけついだ秀吉は、同年摂津塚口神家に禁制を下し、さらに翌年には摂州本庄・芦屋郷・山路庄に対して次のような禁制を下している。

定

一　対二百姓一不レ謂儀申懸族、一銭切たるへき事

一　田畠作毛あらすへからさる事

一　石持者共不レ可二宿借一事

右条々違背輩在レ之者、速可レ加二成敗一者也、仍下知如レ件

天正十一年八月廿九日　　筑前守（花押）

摂州

本庄

蘆屋郷

山路庄

（西宮市吉井良尚氏所蔵文書）

この禁制は秀吉の大阪築城工事に関するもので、秀吉はこの一一年八月二八日から大阪城の普請に着手したのであるが、秀吉はこの時自ら大阪に滞在し、八月二八日普請石持について掟書を定め、これをその部将前野長泰に与えている。これは石垣に用いる石の採取及び運搬に関する条規で、長泰のみでなくその他の多くの大名へも令達されたのである。その翌日である八月二九日附のこの秀吉禁制はその意味で興味をひくもので、つまり大阪築城工事の第一日に発令したものである。大阪城石垣の石材は讃岐小豆島をはじめ河内方面からも採取したが、摂津灘地方の御影石もその主要なものであった。本文書は、芦屋村の山々からの石材切り出しに際し、用人や人

夫が、芦屋村の百姓に対し築城工事を名に不法行為をなすことを戒め、もし犯すものがあれば斬罪をもって処断することを厳命し、また田畑の農作物を荒し、耕作の妨をなすことを封じている。とにかく貢租を負担する農民の保護に深い注意が払われていることが認められるのである。当時戦国大名はその政治的・経済的基盤である農村を支配するために、中世的な身分関係で村を支配していた武士達を城下町に集中し、この武力を新しい単位として領国を支配するという形態をととのえたのである。そして当代の伸び上らんとする新しい農村の要望に応じるために、領主権力を以て村と村との区画を明瞭に定めてやり、あるいは灌漑用の河川の治水工事等を大規模に行うなど、民政に種々の配慮をなすと共に、これまでは村が自主的に野武士など暴徒の侵入に備えなければならなかったのを改めて、領国内の治安はすべて領主の権力で守るという組織に切りかえていったのであった。されば先の禁制が出されたことも、当然なすべきことがなされたものであったにすぎない。

自営農の生成　鎌倉・室町時代を通じて村には地頭・地侍が村の長として武力で名主達（みょうしゅ）を従えていた。これら名主達は土地所有者＝地主階級を指すが、その下に家族内に傍系親族や下人達を従えていると共に、その家と分家・別家の関係を有し、身分的に隷属した名子とか所従とかよばれる経済的に全く主家に依存する多くの家を家父長制的に従えており、地頭との間に主従関係を結んでいた。このような身分関係で結合された群がすなわち中世の村であり、領主に対する年貢負担者としての農民の多くは実にこの名主達であった。農業技術の進歩、交換貨幣経済の発展にともなって、下人や名子身分のものが名主から独立して、自営することができる村人の数が次第に増加してきた。戦国時代には畿内ではすでにこのような隷属的な身分の生産者は多くは独立し、残るものも身分

的・経済的に完全自立とまではいかずとも、検地帳に登録されるに近いところまで地位を高め、一地一作人の形態が形成されつつあり、いわゆる近世的形態へと進みつつあったのである。

山論裁定　このようにして独立してくるもの達によって急速に田畑の開墾が進められ、耕地は山腹から河川ぎわまで拡大されてゆく。かくて当時において当市域の大部分はすでに成立していたとして差支えなかろう。かくして村と村との境界の明確化が必要となり、時に出入の争いが起されてくる。入会地の所有関係の決定も促される。当芦屋地方では、応仁の乱に続く局地戦闘の影響を生活の上にひしひし感じながらも、営々と新しい村落の形成拡張に努力していたが、天文二四年（一五五五）持山東西一八町のうち、東一二町を社家郷、西六町を本庄郷から押領されたので、三好長慶の裁許をうけたが、これに不満の芦屋庄の百姓はことごとく摂津芥川へ逃散して帰らず、弘治三年（一五五七）と永禄三年（一五六〇）に、三好三大衆の一人であると思われる三好日向守長康の裁許状が重ねて出され、ようやく芦屋庄（打出村・芦屋村）の百姓は帰村するに至っている。このことは村の名において財産を所有し、その利用権を領主に確認せしめるようになった結果で、村民が山林や柴草を採取する部落民共有の山を維持しようとするためのものであった。またさらに天正一〇年（一五八二）には再び芦屋庄と本庄との間に山出入が起り、一二月一二日池田紀伊守忠勝から先年の三好長康の裁許に従って裁許状が下され、本庄側の押領が停止されている。ここに芦屋庄と本庄とが境を明確に分かって、郷村として全く分離してしまったことが示されている。（一六七頁参照）

芦屋川番水の決定　さらに農業生産にとって大切な灌漑用水の利用方法も、中世を通じて発達し耕作面積の拡

大に大いに寄与することとなったが、それにともなって河川の上流と下流、右岸と左岸とで用水権をめぐっての争いも多くなり、結果として用水の番割の決定が行われることになる。天正一七年（一五八九）五月一七日に芦屋村で定められた芦屋川用水の日数定は、この事情をよく物語っている。すなわち、これより先、芦屋川の用水をめぐって争論がおこっており、容易に解決をみなかったところ、山路荘の年寄が仲に入って、その取扱いで、芦屋村の年寄から下百姓にいたるまで惣百姓が相談して、ついに引水の方法を決定するにいたったのである。その方法は、芦屋川の西岸にある市（一）の井手からは三〇日のうち一三日間、東岸にある二の井手、三の井手からは三〇日のうち一七日間、引水させることなどであった。その結果、芦屋村年寄中が連名で山路荘年寄中にさし入れた一礼が、次にかかげる文書である。

今度芦屋川水出入候処、山路庄中御年寄衆為御扱、川西・川東之水之日数相定申事

一　川西市之井手へ三十日に付て拾三日に参申

一　川東二之井手、三之井手へ三十日に付て十七日に参申

一　右三ケ井手の中よりほうぞ井手へ一日に付て二反水づゝ上申、同一日に付二反水づゝ年寄に給水に入申候、同二の井手の下水も同水に相究申事

右是は芦屋之年寄、同下百姓迄、相談仕候て相定申、此上は少もいらん有間敷候、為後日状如件

天正拾七年五月十七日　　芦屋村年寄中

左京介　花押

山路庄御年寄　　猿丸太夫（花押）
畑弥右衛門殿　　太郎右衛門
横田又左衛門殿　　与左衛門
畑　市太夫殿　　源左衛門（花押）
住吉藤次介殿

（註）この文書は天正十七年の本書でなく、後世の書写にかかるものであるが、しばらく参考としてかかげておく。

なお、文中の山路荘は今、神戸市東灘区の旧本山村に属する地域である。中世では蒐原郡内には芦屋荘・山路荘・山路加納荘が存していた。芦屋荘の四至は明らかにすることはできないが、今芦屋市に属する打出・芦屋・三条・津知の外に、今神戸市に編入された旧本山村の森・田辺・北畑・小路及び旧本庄村の深江・青木の諸集落が属していたと思われる。本庄村の名称は芦屋荘の本荘の意であろう。山路荘（または山道荘）は芦屋荘と同じく中世では北野社の社領荘園に属していた。

芦屋川用水の番割については次のように芦屋荘年寄中にて規定していた。水田農業の経営において用水のことはいずれの時代においても直面する肝要な問題であった。阪神地方はその経営も集約的で、室町時代のはじめに日本に来た朝鮮国使節宋希璟の旅行記たる老松堂日本行録には阪神地方で米・麦・そばの組合せで多角的な農業が営まれていたことを記しているから、芦屋地方も農耕の技術がかなり進んでいたと思う。

蘆屋川水之割事

一　市ノ井手壱ケ月ニ水参候日数

一番ニたうノいてへ参候　其月朔日　十四日　廿七日
二番ニ中ぞへ参候　同四日十　七日　廿八日
三番ニかいちミそへ参候同六日　十九日　廿九日
四番ニ北ミそへ参候　同九日　廿二日
五番ニかいもりへ参候　同十一日　廿四日

一　二ノ井手壱ケ月ニ水参候日数之事

一番ニ八田へ参候　其月ノ二日ニ
二番ニ石つかへ参候　同五日ニ
三番ニ打出あれちへ参候同八日ニ
四番ニふなとへ参候　同十二日ニ
五番ニ打出野田へ参候　同十六日
六番ニちおとへ参候　同廿日
七番ニ北ふなとへ参候　同廿三日
八番ニ打出山ノ口へ参候同廿五日

一　三ノ井手壱ケ月ニ水参候日数之事

一番ニけかゝねへ参候其月ノ三日ニ
二番ニきしノうへ参候　同七日ニ
三番ニ田中へ参候　同十日
四番ニちゝつかへ参候　同十三日
五番ニいノしりへ参候　同十五日
六番ニおさきへ参候　同十八日
七番ニたてはらへ参候　同廿一日
八番ニけれうへ参候　同廿六日
右三ケ井手之水之内よりすべ水参候覚
其井手へ一へん水入渡シ、二へん参候時其所々にてすへ水入申候
一　川西にてハはいはらノ田地へすべ水参候
一　川東ニ而すべ水之事
一番ニたつミへ参候
二番ニ山かとへ参候
三番ニミやつかへ参候
四番ニもちうへ参候

天正拾七年五月廿七日　　蘆屋庄年寄中　　（芦屋市猿丸吉左エ門氏所蔵文書）

とにかく、従来の強力な身分関係のみに生きてきた農民の意識に地域的な共同生活についての関心が急激に高まって、中世的な段階からの訣別が現われてくるのである。このような状態がくり返されている間に前に記した如く、信長の畿内統一事業の推進があり、更に秀吉に継続されてゆき、当地方の支配権は転々としていったが、農民の上昇の努力は必死に続けられていたのである。

農民の身分規制　秀吉の刀狩令は天正一三年（一五八五）以来局地的に実施され、更に九州平定の翌天正一六年（一五八八）に至って京都東山の大仏建立の資とするという事業名目で全支配圏におし及ぼされ、同一八年には遂に全国統一にともない、津々浦々まで寸尺の土地も余さず強行された。この政策は寺社・土豪の武力的抵抗を封じ、農民勢力の伸張を容易にする一面はあったが、結局は兵農の分離、支配権の確立をめざすものであり、農民を被支配者の地位に固定せしめるものに他ならなかった。

さらに天正一九年には人掃令を発して武士・百姓・町人の三身分を区別して台帳に記載せしめ、三身分間の身分転換と百姓の転業とを禁止した。

大閤検地　しかし身分別が行われたといっても、それはやはり法制的な規制に止まるのであって、農民の勢力伸張を止めることができたということではない。

秀吉の初期の検地は荘園的旧勢力の一掃が主眼に行われ強行とまではいえなかった。しかしその支配権が全国にわたって確立してくるにつれ、かれは日本国中に少しの土地も残さず、さからえばなでぎりにするという決意

をもってのぞむにいたった。かくて画期的な文禄三年（一五九四）の検地においては、地域によってまちまちであった面積の単位を一歩＝方六尺三寸に統一し、従来の三六〇歩＝一反を三〇〇歩＝一反に改め、新しく三〇歩＝一畝の制度を確立した。また、まちまちであった桝も京桝に統一し、さらに全国的に土地を石高で表示することに統制した。（それぞれ田畑の種別・等級を定め、課税標準収穫高を定めたのであって、その詳細は一三〇頁以下を参照されたい。また検地の結果は検地帳に登録され、これに登録された耕作者は高持百姓、名請百姓、或は本百姓とよばれている。）これに基づき一村一国の面積・石高が算出決定された。

この検地による石高制の確立は、貢租徴収の効果だけを考えていた従来の土地支配よりは一層支配を確固たるものたらしめ、さらに貢租負担者である百姓を指定し、これを支配し掌握する意義も有した。すなわち、支配権を名主層から更にその下の小農民におきかえる方向がうち出された。畿内においては事実上の農耕者である名子身分の者が広く検地帳に検出記載されるようになってきており、こうして村の正式の構成員となって名子身分の隷属農は生活上の独立意識を高めたのである。この意識の向上を利用して領主側では事実上の耕作者をなるべく検地帳登録人に指定したのである。こうして百姓は検地帳に登録されてその耕作権を保護されたが、その反面では土地に緊縛され貢納者の地位に固定され、強い統制を加えられるようになっていったのである。このことによって純粋に封建的な自営農民生成の契機、ならびに本格的な封建制成立の基礎ができたのである。秀吉の封建制確立の努力は家康によってうけつがれていった。慶長五年（一六〇〇）の関ケ原の戦を境として天下の指導権が家康の手に移行すると、信長・秀吉ともに最も留意した農民統制の強化も彼の手によっていっそう徹底され、農

民は単なる貢租負担の道具たる地位に甘んぜしめられるようになっていったのである。

このような歴史的事情の中にあって、打出・芦屋・三条・津知の四か村とも着々と中世的荘園的な桎梏からのがれ、近世的農村の確立へと、意識において、行動において、すなわち実質的な成長を遂げつつ発展の道をたどっていったのである。そして慶長一〇年（一六〇五）九月に行われた片桐東市正の検地の際には次のような生産力を表示する石高を打ち出しているのである。

打出村五四八石一七〇　芦谷村　同上
三条村一九三石八三〇　辻村一〇六石五五

（西宮市立図書館蔵「摂津国会図」―史料編挿図第二―芦谷（屋）村と打出村との石高が同じになっているなど、この数字にはやや疑わしいところがある。）

（二）領主の政治と村落構造

(1)　将軍・大名の対農民政策

慶長八年（一六〇三）徳川家康が征夷大将軍に任ぜられるにおよび徳川将軍は名実ともに天下の土地および大名に対する支配権を獲得した。徳川将軍は全国を統轄し、政治経済上重要な土地を直轄領＝天領（御料）として領有するとともに、天領以外の土地をその家臣である大名旗本などに領地（私領）として給与した。将軍と大名

旗本との関係は御恩とそれに対する奉公とを主軸とする封建的主従関係である。すなわち、将軍は大名旗本などに御恩として封土を給与し、大名旗本などはその御恩に対する奉公として将軍に対し忠誠を誓い、絶対に服従し種々の勤務に服することを義務としていた。大名旗本などが封土として給与せられた土地に対する領知権の主体は、その土地の人民から一定の率をもって徴収することのできる租税徴収権であり、附随してその土地の人民に対する司法行政権が含まれていた。諸大名は領内においては完全な封建領主であった。すなわち、諸大名は将軍に対して忠誠であり、幕府から出される政令に服従することが要求されたのであるが、その要求に応じ、みたすかぎりにおいて、その領内の統治は諸大名それぞれの自治にゆだねられたのであった。また諸大名と家臣との関係もほぼこれと同様であった。しかし家康のころには領内一円に対する大名の直接支配はいまだ十分とはいえず地侍が大名の給人となって給地を保有していることが多く、概して給地における租税・夫役の収納権を有しており、そのため大名の直接支配は完全には達せられなかった。よってその後転封や改革などの契機をとらえては給人の物成取・蔵米取化を積極的に推進し、中世的な身分関係を基礎とする土地支配関係を根絶し、大名の一元的直接支配を推進させ、初期においてほぼ幕府―藩―農民の系列機構＝封建制国家機構を確立していったが、このことは支配者である武士階級の強化をもたらし、農民統制を強化することとなっていった。

されば天領または諸藩の領内にあってその土地を耕作する農民は、幕府及び各藩の政令には絶対的服従を強いられたのであり、その耕作地はいわゆる公田であり、大切の御田地であると考えられていたのであって、結局耕作地は御恩として貸与されたものにすぎなかったのである。

このような御恩対奉公の関係によって強固な封建的統制が確立され、これに基づいて社会秩序が維持されたのである。「米遣（こめつかい）」の時代といわれるごとく、近世封建制が土地に立脚する以上、幕府・諸藩・武士階級一般の財政収入の大部分を土地から徴収する租税＝年貢米に求めたことはもちろんであり、ことに近世封建制下の武士階級は、城下町に生活する純然たる消費者階級であり、単に封土に対して領知権を行使するのみであったから、かれらにとって土地から徴収する租税はますます重要となってくる。したがって、かれら武士階級の存立の基礎は土地にあり、さらに土地を耕作する農民であったのである。だから武士階級にとっては土地政策および農民政策は、その存立の恒久性のためにも、また、その依拠する封建制を維持するためにも、もっとも重要な基本政策であったのである。

土地および農民に対してこのような関係に立つ武士階級は、どのような土地政策、また農民政策を採用したか、そしてその治政下に農民はいかなる生活を営んでいったか、項をおって考察してゆくことにする。

(2)　領　主

芦屋市域に属する打出村・芦屋村・三条村・津知村の四か村はいずれも近世初期においては尼崎藩領であってその領主は次の如くであった。但し便宜上郡代治政の始めから説くこととする。

郡代建部氏　建部氏は近江国建部を本貫とし、織田信長に仕えて同国守山五〇〇石を領していたが、のち高光は北海方面から搬入される物資を取扱う要港として知られていた若狭国小浜にあって政務をとっていた。豊臣秀吉はかねがね尼崎を大阪に築城した後に西海から輸送されてくる物資の受け入れ拠点として使用する考えで注目

していたが、信長の跡をうけるに及んですでに小浜において経験を積んでいる高光の手腕を認めて起用し、天正一〇年（一五九二）尼崎に郡代として移らしめ、摂津国に奉行せしめた。高光は尼崎にあること二五年、秀吉のために金穀のことをつかさどって功労があったばかりでなく、尼崎における当初の建設の半ばを果したといわれている。年老いたので致仕し、嫡男光重に家職を譲った。慶長一二年（一六〇七）九月二〇日歿。享年七二才。

光重は大阪表に出仕して豊臣秀頼の近習をつとめ、慶長五年（一六〇〇）関ケ原の合戦には西軍に参加したが戦後徳川氏に抗したため相当の処罰をうけるはずであったが、かれの後妻が池田輝政の養女であった関係からかのちに許されて本領安堵の特典に浴した。光重は武将としても茶人としても著名であり、また刀剣鑑定の名家として世に伝わる光徳の直弟としても名があった。高光の跡をうけて郡代となったが、わずかに三年その職にあったばかりで、慶長一五年五月二六日三三才で歿した。

光重の歿した時、嗣子三十郎はようやく八才であったが、光重が関ケ原合戦に西軍に従ったため領土は没収されかけたが、外戚池田輝政の懇願によって徳川家康から秀忠および片桐且元に命じて城を確保せしめ、本領安堵となり、かれは政長と称しその跡をついだ。慶長一九年大阪冬の陣の時、大阪方では光重との旧縁をもって味方に引き入れようとしたが、大勢を察して徳川方に通じた。外戚池田利隆・同族松平忠継、家康から派遣された松平忠利らが来援して尼崎の守りを全うした。翌元和元年三月の大阪夏の陣の時にも政長は再び徳川方に従い力を尽したが、戦後家康から召されて京都に赴き、功労によって加増をうけ、川辺・西成二郡のうちで一万石を与えられた。尼崎城造営奉行として築造に大いに尽したが、元和三年七月に播磨国揖東郡林田（一万石）に移封され

て尼崎を去った。寛文一二年四月一八日歿、子孫は永く同城主として明治維新に及んでいる。

藩侯戸田氏　建部氏が林田へ転封して尼崎を去った後へ、尼崎城の創設者である戸田左門氏銕（かね）が元和三年七月二五日幕府の命により近江国膳所崎城主（三万石）から栄進して尼崎に移り、川辺・武家・菟原・八部四郡のうちで計五万石の領知を与えられて尼崎における徳川幕府治下の最初の藩侯となった。戸田氏は源義家から出て、七世戸田宗忠の孫宗光の代寛正年間には伊勢守貞親の被官、明応年間には三河国渥美郡田原城にあった。その三男氏一が氏銕の父である。氏一は早くから徳川氏に属して軍功あり、慶長七年膳所崎城主となり、翌八年七月二五日歿したが、氏銕はその跡をつぎ尼崎に移封されるまで在城した。氏銕の移封とともに打出村・芦屋村・三条村・津知村の四村はその領域に含まれた。以後明和六年（一七六九）二月に灘筋が天領として収公せられて打出村・芦屋村が天領となるまで四村はいずれも尼崎藩領として支配された。天領の代官については後に表示する。

氏銕は尼崎城を改築し、現在も城址を残す尼崎城を築き、その際に新しく神崎川の一部を開いたが、それが今日左門殿（どの）川とよばれているものであり、今に多くの利便を呈供している。

篤学者でもあり、藤原惺窩について学び、志学文集・八道集の著作がある。

藩侯青山氏　戸田氏銕は治政一八年の後、寛永一二年（一六三五）美濃国大垣に転封され、代わって遠江国掛川藩主青山大蔵少輔幸成が尼崎に移封されてきた。治政わずかに八年であったが、治世中、多くの新町を開き藩政の向上に尽した。名儒を招き文武の修学に対しても深い考慮を払い、みずからも力めた。寛永二〇年二月一六日歿。

同年三月青山幸成の長男大勝亮幸利（よしとし）が襲封し、貞享元年（一六八四）まで四二年の永きに亘り藩政をとった。かれは藩士や領民から厚く敬慕をうけた。柔弱を排した武弁の人として名声があったが、学問に対しても御相伴衆制度を設ける等、必ずしも不明の君であったのではなかった。貞享元年八月二日歿。

同年九月嫡孫播磨守幸督（よしまさ）が遺領を相続した。かれは元禄七年（一六九四）幕府に願って私墾田二〇〇〇石を弟兵部幸澄に分与し、これによって浜芦屋新田などは幸澄の所領となった。

宝永七年（一七一〇）一〇月、青山大勝亮幸秀（よしひで）がついだが、翌正徳元年信州飯山に転封され、芦屋村枝郷浜芦屋新田などを分知した幸澄も共に移った。のち更に丹後宮津を経て美濃国郡上に移封された。

藩侯松平氏　これに代わって親藩として有力であった遠江国掛川城主松平遠江守忠喬（ただたか）が移封されてきて、川辺・武庫・菟原・八部四郡のうちで四万石を領した。宝暦六年二月五日歿。忠喬以後松平氏は明治四年（一八七一）の廃藩に至るまで七代一六〇年の永ぎに亘って藩政をとった。

宝暦元年（一七五一）三月忠喬の子忠名（ただあきら）が襲封した。明和三年一二月二四日江戸で歿し、翌四年（一七六七）二月二〇日に忠告（ただつぐ）が忠名の遺領をついだ。その襲封に先立って尼崎領川辺・武庫・菟原・八部郡村々の大庄屋・庄屋・年寄・百姓代が連名で松平忠喬以来の仁政を唱えて忠名の嫡子大膳亮忠告の襲封を願い出たということが云い伝えられている。

忠告は桜井亀文とも称して俳句をよくした。その治政中の明和六年（一七六九）に武庫・菟原・八部三郡と赤穂・多可・宍粟三郡のうちで領知村替が行われたが、この時に打出村・芦屋村は天領に組入れられた。文化二年

一二月一〇日江戸で歿した。

文化三年（一八〇六）に襲封した忠宝（ただとみ）は寛政の改革を担当して著名な松平定信と親交があり、桜井亀幸とも号した。文政一二年四月一四日江戸で歿している。次の忠誨（ただのり）は同一〇年についだが、忠宝の歿年の八月二七日に尼崎に歿した。

その跡を忠誨には嗣子がなかったため忠告の九男（忠宝の弟）であり、上藺格沢田寿免に生れた忠栄（ただなが）がついだ。忠栄は篤学の藩主であり文武の道を盛んにし、藩風を正して家臣からは畏敬せられる反面慈父のごとく慕われ、尼崎藩主随一の名君と賞賛された。治政二三年、文久元年（一八六一）八月致仕した。明治二年九月七日尼崎において歿した。

最後の藩主松平忠興（ただおき）は文久元年八月ただちに異国渡来によって世情騒然たる時、一五才の若年を以て藩主となり、一二月遠江守と称した。のち親藩でありながら朝廷方に加担したため、明治元年（一八六八）先祖の地岐阜県碧海郡桜井村の名をとって桜井姓を唱え松平姓を廃した。廃藩置県に際しては尼崎県知藩事に任命された。

(3)　農村支配機関

代官　幕府では直轄領＝天領を支配するために勘定奉行の管轄下に代官をおいて取締らせた。代官は一般民政を司り、年貢の収納、河川堤防の修理等をはじめ、時折支配地を巡見して農業の状況、百姓の生活状態などを視察することを司った。打出村・芦屋村は明和六年二月から天領となり代官支配地となった。

代官一覧表

明和　六（一七六九）・六　辻六郎左衛門
安永　七（一七七八）・一一　万年七郎右衛門
天明　四（一七八四）・七　青木楠五郎
〃　八（一七八八）　竹垣三右衛門
寛政　五（一七九三）・一一　岩佐郷蔵
〃　六（一七九四）・八　石原清左衛門
享和　三（一八〇三）・三　池田仙九郎
文化　七（一八一〇）・三　辻甚太郎
文政　六（一八二三）・五　辻六郎左衛門
文政　八（一八二五）・六　石原清左衛門
天保　二（一八三一）・一〇　辻富次郎
〃　四（一八三三）・五　添田一郎次
〃　七（一八三六）・七　池田岩之丞
〃　一一（一八四〇）　竹垣三右衛門
嘉永　二（一八四九）　川上金吾助
万延　元（一八六〇）　羽田十左衛門
元治　元（一八六四）　斉藤六蔵

在任期間は最低一年から最高一三年、一七人が数えられる。藩領における代官の職能も天領のそれとほぼ同様であった。

大庄屋　農民側から選ばれたものとして天領、私領の何れをとわず地方（ぢかた）三役＝村役人が挙げられる。すなわち庄屋、年寄、百姓代の三役であるが、庄屋の外に大庄屋がおかれた。

大庄屋は代官や郡奉行と村役人の中間におかれたもので、場合によっては武士や郷士から選ばれることもあるが、一般に農民でありながら苗字帯刀を許可されている。尼崎藩領灘筋地域においては寛政一一年（一七九九）の三条村の「御手当米配賦帳」によると

上瓦林村　　岡本市兵衛

大物村　生沢源十郎
塚口村　堀部甚左衛門
三反田村　吉井又兵衛
郡家村　平野本治

と五人の名が記されており、寛政二年（一七九〇）三条村の「宗旨人家御改帳」の奥印には野寄村の高井与左衛門の名が記されている。大庄屋は普通給分をうけていたものであるが、その額についてははっきりしない。支配する区域は組と呼ばれ、組合各村を合わせたものであり、前記の寛政二年、同一一年の文書によると大庄屋を出している親組の村名を採って組名としているようである。すなわち郡家村の平野本治が大庄屋である時には郡家組といい、野寄村の高井与左衛門が出ている時は野寄組というが如きである。

管轄する区域は寛政一一年の例によれば郡家組の場合は三条・津知・森・中野・小路・北畑・田辺・岡本・野寄・郡家・平野・高羽・八幡・都賀小・五毛・上野・原田・中・坂本・西森・生田の二一村が数えられる。

大庄屋の職分は代官から伝えられた法令などを庄屋に伝達したり、管内百姓の訴訟を吟味解決し、能力外の事柄を代官に申達すること、村々の所務勘定を見届けること、他国他領から来た新百姓又は縁組の願書を村庄屋から受取り吟味の上奥印をして郡会所へ差出すこと、他国他領へ行く場合についても同様、家出人届、印形紛失届の奥印など管内の村勢一般の動向を把握し、支配権力との連絡を密にすることであった。従って身分は農民ではあるが、その地位は支配者側の完全な出先機関であった。

庄屋　代官や郡奉行の指揮をうけ村政の実際管理に当る者は村役人であり、最上位の者は庄屋でありた。庄屋の選定はある程度村の自治にまかされており、村民の入札すなわち投票によった所（芦屋村百姓百九軒願書）、人柄・年令・石高により推挙した所（三条村「寛政十弐年諸願控」）などがあり、一村一人制であった。しかし時に専任の庄屋を欠き、他村の庄屋が兼帯した場合も見うけられる。例えば天明六年（一七八六）の津知村の場合などがそれであり、森村庄屋の利兵衛が担当している。あるいは出作（でづくり）などが多く兼帯した方が便宜が多いと考えられたためではなかろうか。また或る年は年寄が庄屋を兼帯することもあった（芦屋村宮講七十二軒返答書）。

庄屋は給米をうけていたが、その高は芦屋村では地頭から毎年五斗五升七合(月割四升六合四勺強)、村方から三石（月割二升五合）を給せられ（計月割七升一合強）、外に一五石高の諸掛りを免除されており（明和六年差出明細帳）、三条村の場合には庄屋給として毎年三斗二合（月割二升六合六勺弱）が手当として出されており（寛政元酉年御年貢米勘定目録）、それぞれ村高に応じて高低があった。しかしこの庄屋給は農民としての生業がある限りあくまで生活給ではなぐ、役勤めに必要な費用を意味するものであった。庄屋はいうまでもなく村民の立てる所ではあるが、一面には幕府や藩の意志を代行する立場にあり、身分は一般農民より高いものと考えられ、経済的にも村内での富農が多く、領主支配の最下級の代理人でもあった。その職務はまず、幕府や藩の命令を村民に周知徹底させることであった。尼崎藩領内における百姓に対する政治は、勿論幕府から度々出された法規に従って行われ他藩とも大同小異であったが、特に農民の倹約についでは厳しく、五人組帳前書等で庄屋を通じて

達せしめていたものである。享和四年（一八〇四）に出された「倹約取締方調書」はこの内容を詳細に説明している。すなわち

一、耕作は日夜怠らず精を出す事
一、尼崎城下へ出向く際には衣類・襠・羽織共、麻布または木綿布を着用せよ
一、衣類は惣百姓は麻布木綿布に限る
　妻娘の衣類は持参品以外は四季共高価なものを買ってはならぬ。また結婚衣類も随分質素にせよ。
　結納も身分相応に簡単にしておく事。嫁入荷物は三荷以下の事
一、下男下女の衣類は、木綿を用うべし
一、男女とも帯・袖口・半襟は絹布類までは許可するが緋縮緬袖口は禁止する
　なお雪駄・表付の下駄は使用してはならない
一、女子の髪飾は銀の櫛・こうがい・かんざし類は禁止、髪くくりは絹・縮緬・糸巻・水引・金銀錫の尺長掛けは厳禁する
一、祭礼の時、馳走は一汁一菜とせよ
一、伊勢参宮の節、酒迎ほうめんの義は神酒のみでせよ
一、村内にて居酒小売、菓子類の販売は厳禁とする
一、家作りは身分相応にせよ

一、大庄屋、年寄への贈物は一切厳禁
一、年忌供養等は近年増長しているから、今後はなるべく簡単にせよ
一、葬式の儀は分限以下とし、昼飯後二時ごろまでに行えば来客も都合よく、入費も少なく済むであろう
一、博奕は厳禁

などのように微細な点にわたって農民生活への干渉を行い、年寄以下総百姓が連署捺印して実行を誓わせられているが、右に指摘されている諸事項はどれも当時において守られていなかったことを裏書きしている。特に婚姻に関する事項は村民経済に最大の負担であったことを物語り、為政者としてはそのために百姓が窮乏するのを恐れたものである。

庄屋は耕作全般或は村民の違反や犯罪等、生活全体について注意監督をおこたらず、年貢労役の収納を確実にすることにつとめ、さらに宗門改、鉄砲および臨時下命の調査等の責任者となり、また諸願の奥印、或いはそれらの代表者となる。しかし、しばしば禁令が出されてはいるが、時に庄屋が自己の借財や経費を村民に転嫁するという曲事を行う場合もあった。明和七年（一七七〇）芦屋村六八人願書はその一例を示してくれる。以下要綱をかかげてみる。

一、当村は一昨年まで松平遠江守様御領分であり、庄屋を伊左衛門が勤めていたが、御地頭様が人足入用の節には出勤した者には扶持米一人五合宛下給され、各村共人足へ割賦されたのに当村では庄屋伊左衛門の一四年在勤中一粒も渡されていない

一、村に伊勢講田があり、この作徳米一年に一石一斗六升宛を年貢米の足しにしていたが、庄屋は勝手に年寄達の加印もなしに売払って代銀を横領している

一、先の領主の時代、当村は不作続きで結局四九三俵滞納したが、申請して五か年賦四三石宛返納する事となり一昨年上納、昨年も四三石を庄屋へ納めたが尼崎表へは不納の為一二月二八日厳しく催促があった。年寄十左衛門・七郎右衛門の話では庄屋が横領しているのだから村中で立替上納せよとの事、やむをえず、老人妻子の小遣銭、寺への心附け銭まで集めて二〇石分の年貢を納めた故、正月早々春先の屎手代、小物買いも出来ず村中困窮の極の折、伊左衛門が退役を申し出たので村中了解した。ところが年寄達は暮に伊左衛門が二〇石分の代銀を返却したので退役願を保留にしたから引続き庄屋役を勤めさすというが、右の件の他に在役中一度も正月四日の免尻勘定を行わない等の不正もある。これでは村中が丸つぶれになるほかはなく、百姓は立ちゆかない

右の様な次第故、庄屋・年寄を召出し退役を仰せ付けいただきたい。

この様な罪状をかかげて代官辻六郎左衛門に対し庄屋伊左衛門の退役申付を八兵衛以下六八人の百姓達が懇願している。結果は史料欠如のため不明であるが、安永五年（一七七六）には伊左衛門の名は見出されず、市郎右衛門と変っているので恐らく退役申付となり農民側の要求が容れられたものと思われる。

年寄　庄屋の補助役として年寄がある。年寄の選出については選挙(芦屋村)か、村方一統の相談で決める（三条村）のが普通であった様であり、一名ないし二名がおかれたが、重大事件の裁定のあるとき等は増員されるよ

うである。寛延三年（一七五〇）の山論裁定の場合等はその例であり、芦屋村において三名、打出村において四名がおかれたことが知られる。一般には庄屋につぐ高持百姓から選ばれるようであったが、当地域においては必ずしもそうではなかった（「三条村文化十二年殿様御巡見諸入用割賦帳」「寛政十弐申年諸願控」）。庄屋役は、領主又はその代理者の許可が必要であったが、年寄は村議の決定後届出ればよかった（三条村寛政十二年諸願控）。何れも任免権は手続上藩に属し任期は終身を原則とするが、病気その他事務に堪えないような事情が起る場合、願い出て代官の承認を求め、許可があれば後任を選ぶ手続が進められた（寛政十弐申年諸願控）。年寄の役料として芦屋村の場合は米四斗（月割三升三合三勺強）、他に二石高の諸掛りが免除されている（明和六年差出明細帳）。左に大庄屋・庄屋・年寄を表示する。

第1表　大庄屋・庄屋・年寄一覧表　（芦屋市史史料編第一、本山村誌史料篇より作製）

元号	西暦紀元	三条村	津知村	芦屋村	打出村	大庄屋
天和　三	一六八三	（庄屋）佐次兵衛				
		（年寄）忠兵衛				
		伝兵衛				
貞享　二	一六八五	次兵衛				
		忠兵衛				
		伝兵衛				
〃　四	一六八七	治兵衛		次左衛門		
		忠兵衛		弥右衛門		
		伝兵衛				

元禄	四	一六九一	佐次兵衛 伝兵衛		
〃	五	一六九二	次兵衛 忠兵衛 伝兵衛	太郎左衛門 八左衛門	
〃	六	一六九三	次兵衛 伝兵衛		
正徳	二	一七一二	作兵衛 五兵衛	半四郎 九郎右衛門	
享保	五	一七二〇	源五 久兵衛	半四郎 丈兵衛	太郎右衛門 平助 八左衛門
〃	一一	一七二六		半四郎 太兵衛	
〃	二〇	一七三五			久保金兵衛 久保七郎右衛門
寛延	三	一七五〇			善八 善八 朋金平四郎 細谷彦右衛門 吉田善吉 吉田善蔵 好村忠右衛門 山村伊左衛門
明和	二	一七六五	治兵衛 長兵衛	弥右衛門 弥兵衛	
〃	六	一七六九			伊左衛門 （一七五六年より） 七郎右衛門

〃	七	一七七〇			十左衛門	
〃					〃	野寄
安永	五	一七七六	長兵衛	弥右衛門	市郎右衛門	高井宗官
〃	七	一七七八	長浜衛	弥右衛門	庄三郎	
			八郎兵衛		十左衛門	
天明	三	一七八三	八郎兵衛			
			仁兵衛			
〃	六	一七八六	八郎兵衛	利兵衛		
				（森村庄屋にて兼帯）		
				与兵衛		
寛政	元	一七八九	伊作			
〃	二	一七九〇	伊作			野寄
			宇兵衛			高井与左衛門
〃	三	一七九一	〃			〃
〃	四	一七九二	〃			〃
〃	五	一七九三	〃			〃
〃	一一	一七九九	伊作	五郎兵衛	九左衛門	郡家
			七郎兵衛	与兵衛	庄左衛門	平野本治
					惣左衛門	
〃	一二	一八〇〇	伊作	五郎兵衛（庄兵衛事）	九左衛門	
			七郎兵衛	（四月）与兵衛	庄左衛門	

享和	元	一八〇一	伊作（七月より）六兵衛	五郎兵衛（七月）市右衛門 市左衛門	惣左衛門 惣左衛門 庄左衛門	〃 〃
文化	元	一八〇四	作兵衛 六兵衛			
〃	二	一八〇五	作兵衛 六兵衛	五郎兵衛	庄左衛門 佐太郎	〃
〃	四	一八〇七	作兵衛 六兵衛			〃
〃	五	一八〇八	作兵衛 六兵衛	五郎兵衛		〃
〃	六	一八〇九	作兵衛 六兵衛	五郎兵衛		〃
〃	八	一八一一	作兵衛 六兵衛	五郎兵衛		〃
〃	九	一八一二	作兵衛 六兵衛	五郎兵衛 四郎左衛門	九 仁兵衛	平 治郎左衛門 吉右衛門	〃
〃	一〇	一八一三	作兵衛 六兵衛				〃
〃	一一	一八一四	作兵衛 六兵衛				〃
文政	二	一八一九	作兵衛		九左衛門（年寄兼帯） 九左衛門 伝九郎		〃

〃	三	一八二〇	作兵衛		
〃	四	一八二一	作兵衛		〃
〃	六	一八二三		佐太郎	〃
〃	八	一八二五		佐太郎	
〃	一〇	一八二七		九左衛門	
弘化	四	一八四七	八郎兵衛 六兵衛	佐太郎 清右衛門	
嘉永	元	一八四八	八郎兵衛 六兵衛		
〃	六	一八五三	八郎兵衛		
元治	二	一八六五	宇兵衛 茂兵衛	善蔵 小平治	
明治	五	一八七二	増谷茂市郎 小橋喜平次	古籔五一郎 永井新太郎	

天和三年から明治五年にわたる史料が僅少のため十分ではないが、これによって知る所は概ね夫々の役職につく家柄は一定していることである。しかし初期から中期にかけて幾分の変動があり、後期においても同様のことがいえるようである。

百姓代　年寄についで百姓代があったが、所により中老或いは頭百姓ともいった（芦屋村「山論裁許表白文」。以上の各村役人のうちでもっとも百姓方の利益代表の立場にあったのは百姓代であり、庄屋・年寄の村政運営の監視・下意上達の促進等を担当し、一、二名が通例である。

(4)　租税制度

検地　検地とは田畑の広狭を測量し、反別を定めて上・中・下・下下等の品位を正し、斗代（石盛）を附け、石高を決定することをいう。検地によって領主の上知すなわち領知面積および農民の土地所有面積が確定されるのであり、また検地によって決定された石高を標準にして田畑租・諸役の量が決定されるのである。すなわち領主の財政収入と農民の租税負担は検地によって決定される。

江戸時代の検地の方法はほぼ秀吉の時代に決定されたものが更に整備されてきたものである。既に記したところであるが、秀吉の時は検地尺の方六尺三寸を一歩、三〇〇歩を一段として従来の三六〇歩一段の制度を廃したが、江戸幕府では慶安二年（一六四九）二月の検地条令で方六尺一分をもって一歩と規定した。しかし藩によっては必ずしもこれにならっておらず、方六尺三寸を一歩としたり、或いは方六尺五寸を一歩としたところもある。

摂州八部郡東尻池村（神戸市）明細帳には「是（検地帳）は百四十年以前万治三子年青山大膳亮様（幸利）御検地六尺三寸竿ニ而…于今御帳用申候」と記されており、また三条村の新田畑検地帳のうち、享保五年（一七二〇）・同九年・寛延二年（一七四九）には夫々いずれも「右者、六尺三寸竿を以令検地、壱反三百歩ニ相究（極）者也」とあり、享保六年新畑検地帳には「右者、六尺三寸竿ヲ以令検地者也」と記されている。以上の各例からみれば、尼崎藩においては領知一円の検地は六尺三寸竿を以て当初から一貫して行われていたと考えて差支えないようである。

石盛　検地においてはまず土地の面積を測量し、ついで地味その他を考えて石盛が決定される。江戸時代にお

ける標準は上田一石五斗すなわち十五、中田は十三、下田は十一、上畑は一石一斗すなわち十一、中畑九、下畑七とみられている。田の場合は二毛作の有無や年貢運搬の距離などを考慮して品位をつけ一段歩当りの米の収量を示し、畑の場合は麦・大豆等を米に換算して決定する。石盛が出されると総計して村高が出、さらに一国一藩の石高が示される。したがって石高は米の実収高をあらわしているのではない。

寛文元年（一六六一）芦屋村に、同三年三条村にそれぞれ検地が実施されたが、芦屋村は高六三九石一斗二升七合、反別七七町九反一畝二歩と定まり、元和二年（一六一六）より一四六石一斗七升七合の増となっており、三条村は同じく元和二年より六斗六升増の一九七石四斗九升、反別一五町一反一畝二三歩と定まっている。次に夫々当初の石盛をあげる。

第2表　芦屋村、三条村本田畑屋敷石盛表

	上田	中田	下田	下々田	上畑	中畑	下畑	下々畑	屋敷
芦屋村	一三	一一	九	五	一〇	六	四	三	一〇
三条村	一五	一三	一一	八	一三	一一	八	六	一三

となってをり、三条村の方が高く、明和六年明細帳に記される如く芦屋村の地性が砂地で、さほどよくないことが裏書きされている。

新田畑についてみると、時代とはかかわりなく、芦屋村・三条村ともに本田と殆んど変りはなく、三条村において元禄以降下畑、下々畑が、六および四と各二の減少をみとめるにすぎない。そして屋敷については芦屋村の場合元禄以降において六と少くなり、三条村の場合享保六年に一度だけ一〇と少なくなっているのみ、したがっ

第3表　芦屋村・三条村新田畑石盛表　　（　）内の数字は三条村分

年　号	上田	中田	下田	下々田	上畑	中畑	下畑	下々畑	屋敷
寛文5（1665）		11	9		10	6	4	3	10
〃 9（1669）						〃	〃	〃	
〃 10（1670）						〃		〃	10
〃 11（1671）								〃	
延宝2（1673）								〃	10
〃 6（1678）							4	〃	〃
天和2（1682）							〃		
貞享元（1684）							〃	3	10
〃 2（1685）				5			〃	〃	
元禄4（1691）								3	6
〃 5（1692）				（8）			（6）	3（4）	
〃 6（1693）								3	
〃 13（1700）				5				〃	6
宝永元（1704）							（6）		
〃 5（1708）								3	
正徳3（1713）								3（4）	
享保5（1720）								3（4）	
〃 6（1721）								（4）	（10）
〃 9（1724）				（8）					（13）
〃 11（1726）								3	
〃 19（1734）									6
元文2（1737）								3	
〃 4（1739）								〃	
寛延2（1749）								（4）	
〃 4（1751）								3	6
宝暦2（1752）									6
〃 3（1753）									6

（史料編第1―第2編1，2，3より作製）

て寛文以降においても夫々当初の決定がそのまま田畑に関しては踏襲されたものと見ることができる。打出・津知村については史料欠如のため判明しないがほぼ似たものであったであろう。

免　検地により貢租の基準が定まると、それに租率を乗じて租米が決定される。この租

率のことを免といった。免八ツといえば租率が八割ということであった。江戸時代以前においては給人と百姓との談合によって決定されていたが、江戸時代に入っては村毎に租率が違ってをり、天領に比し大名領地はそれより一般に高率であった。この租率は、毎年の作柄に応じて決定されるのであるが、検地後耕作不能となった場所は差引き、また新田畑の増加した分は加えて豊凶によって加減が行われた。いわゆる検見法であるが、相当年数の経過の後、毎年検見をして租率を決定するには多くの手数を要し、また種々の弊害をも生ずるのが普通であったから、領主はできるだけこの手数を省いてそれに代わる租税徴収法として定免(じょうめん)法を採用した。尼崎藩においてはこの方法を用いていないようである。とにかく村単位に租税が決定されると村毎に通達される。これを年貢割付状という。その末尾に村役人以下全百姓が集って各自の負担額を決定するように記してあるものであるが、それに基づいて各村において全百姓が立合の下に免割目録が作製せられた。しかし前に記した芦屋村の場合の如く、庄屋・年寄達が勝手に処理をしてしまって他の村民は自分の割当だけを知らされることもあった。他の三村ではその例は未だ見られない。目録が作製されると全百姓の名義にて庄屋にそれが手渡され、大庄屋を経て藩側に報告される。

しかし目録を作製する以前においてもし旱水害あるいは虫害等による被害の大きいときには全百姓で減免＝課税控除を願い出る。大庄屋は奥印をして提出する。藩からは御細見と称して実地検分に出かけてくる。この際に要する一切の費用は、村方、といっても願い出している者達の間で高割りによって負担がなされ、必ずしも結果において有利とはなっていないようである（享和三年三条村御細見入用割賦帳）。又被害が甚大であり領内一円

第4表　三条村・打出村免一覧表
（打出村「御年貢米取立算用帳」・三条村「免割目録」・森村「亥歳免定」による）

打出村	享保二〇年（一七三五）	元文四年（一七三九）	寛保三年（一七四三）	延享四年（一七四七）
本郷　田方	八ッ八分	八ッ七分	八ッ八分	八ッ七分
〃　畑方	四ッ九分	五ッ	五ッ	五ッ一分
古　新田	六ッ七分	六ッ六分	六ッ七分	六ッ七分
酉　〃	四ッ七分	四ッ七分	四ッ八分	四ッ八分
丑　〃	四ッ四分	四ッ四分	四ッ五分	四ッ五分
巳　〃	三ッ三分	三ッ三分	三ッ五分	三ッ五分
辰　〃	三ッ三分	三ッ三分	三ッ四分	三ッ四分
申　〃	二ッ六分	二ッ六分	二ッ五分	二ッ五分
新屋地子	六ッ	六ッ	六ッ	六ッ
岩ケ平新田	四ッ	四ッ	四ッ	四ッ
正徳巳三〃	二ッ二分	二ッ二分	二ッ三分	二ッ三分
切添　〃	四ッ	四ッ	四ッ	四ッ
享保十巳外浜新田	一ッ二分	一ッ二分	一ッ五分	一ッ五分
元文二巳〃		三ッ二分	三ッ二分	三ッ二分

の場合のような時は領主から御手当米が下附されたこともあった。寛政一一年（一七九九）の旱虫害の場合がそれであるが、この時には「中分以下之難渋之者」に対し瓦木・大物・塚口・三反田・郡家各組合計二三〇〇俵が与えられ、三条村に一五俵・津知村に四俵を割宛られている。

こうして細見が行われた結果目録が作製され、それに基づいて最後的な免定が下達されるのである。次で年貢米取立算用帳すなわち決定された免を個人所有高に夫々乗じて各人の負担納入高が割附けされるのである。

上に打出村・三条村の免一覧表をかかげておく。

本表に示したところは夫々時代が相違するが、何れも尼崎藩領に属する地域である。打出村は明和六年二月に天領に上知になったのであるが、それ以前の初期の状態を知るために挙げたのである。そして三条村の

元文三午〃		一ッ	一ッ	一ッ一分		
皮田　田方	八ッ	七ッ九分	七ッ九分	七ッ八分		
〃　畑方	三ッ九分	四ッ	四ッ一分	四ッ二分		
延口米七二打八勺過小入用出ス	同　上	同　上	同　上	同　上		
本田　打物	五分打	四分打	四分打	五分打		
新田　〃	三分打	二分打	二分打	三分打		
三条村	寛政元年（一七八九）	同六年（一七九四）	同一二年（一八〇〇）	文化四年（一八〇七）	同六年（一八〇九）	文政二年（一八一九）
田　方	七ッ八分	七ッ五分	七ッ八分	七ッ八分	七ッ九分	八ッ
畑　方	五ッ一分	五ッ一分	五ッ一分	五ッ二分	五ッ二分	五ッ二分
古新田	四ッ三分	四ッ三分	四ッ三分	四ッ三分	四ッ三分	四ッ三分
享保五新田	二ッ	二ッ	二ッ	二ッ	二ッ	二ッ
〃　六　〃	二ッ	二ッ	二ッ	二ッ	二ッ	二ッ
〃　九　〃	一ッ九分	一ッ九分	一ッ九分	一ッ九分	一ッ九分	一ッ九分
正徳三新畑	二ッ二分	二ッ	二ッ二分	二ッ二分	二ッ二分	二ッ五分
寛延二山新畑	一ッ	一ッ	一ッ	一ッ	一ッ	二ッ五分

（参考）　森村嘉永四年（一八五一）田方八ッ三分　畑方六ッ七分　巳新田四ッ一分
新屋地子六ッ　山年貢一ッ五分

免は中期を、森村のそれは後期を示す。また貢租率は全国的な一般例としては五公五民又は四公六民と称し高の五割又は四割を徴し、残り五割又は六割を民に与えるというのが原則であるが、尼崎藩領としての各村の租率はこれに比べるとかなりの高率である。そして打出村においては寛保三年を境に僅かながら引上げられており、三条村においては文化期を境として引上げられていっている。

藩財政窮乏と年賦講　文化二年六月には、藩から村々に対し藩財政の窮迫が甚しく、各方面から借財をし家中の借上げまで行ってきたのであるが、とても追付かない。人民は損益のことについては会得していることであろうからよい案

もあろう、腹蔵なく申せ。但し村人の困窮を招くが如き案は藩主は喜ばれぬから上下一躰の益になる案をば下々の者まで申し聞かせて考案があれば趣意書を書いて六月二九日までに代官まで封印して差出す様にと触れ、覚七か条の中で尼崎藩の産物となる品の有無、荒地にても作付可能の方法の有無等の項目を挙げており、藩財政窮乏の打開策を民意に問うている。いうまでもなく一方的に藩本位の立場である。そして翌三年には銀主五人、惣講中より年行司三人宛を立て年賦講を始め一五年賦とし満了後何程の利益銀があっても残らず永上納にすることを心得ておくようにと申渡している。この利益銀は一国五貫四二五匁となる。このような窮状が文化期を境にして免を高めていったのであろう。森村の場合も恐らくこれに似た事情があったものと思われるが史料不足のために確かなことは云えぬ。しかし以上について指摘しうることは、地性の上下によって免高の相違はあるが、平均して八ツ三分程度の租率が一般的であり、初期から中期へ、更に後期へと時代が下降するにつれて漸次上昇線をたどっているということである。

(5)　貢納種目

免割―免定―貢納という順序を経て租税は村において取りまとめて領主に納められるのであるが、天領ならば代官の手を通じて幕府に、私領ならばその藩に納められる。

本途物成　種目は田畑にかける本年貢、又は本途物成と呼ばれるものがその主体をなすものであるが、第4表に見られる如く田と畑では租率が違い、畑の方が低い。納めるものは必ずしも米（糯米を含む）とは限らず、一部銀納＝石代納も認められていた（三条村享和元年酉御物成勘定帳）。

貢米には口米その他の附加税があった。元和二年（一六一六）七月に幕府は法令を出して一俵三斗七升について口米欠米共に一升宛、銭納の時は一〇〇文につき三文の口永と定め、天領・私領共に固く守ることを命じたが、正保元年（一六四四）に関西では一石につき三升と定めた。口米は元来雑多な附加税をまとめたものであったが、漸次その他にも延米・欠米・込米などの種々の附加税が加えられ、ために一俵が四斗入りのものになって（三条村寛政元酉年御年貢米勘定目録）、租率は極めて高率となった。

小物成　これに対し小物成等の雑税が課せられた。小物成は山林・原野・河海等、検地帳に記載されない土地や産物に課せられるものであり、現物納の場合もあるが、尼崎藩領においては米納が原則であった。その石高は少額であった。なお天領においては高掛物と称して、田畑の石高を標準として毎年課せられる租税（高掛三役）があった。

運上　この他酒造株には運上が課せられ、藩に公認せられた株仲間は仲間として毎年一定の冥加銀を上納していた（三郷酒造屋年行司等請証文）。

免定が下達されると必ず期限内（大体一二月一〇日まで）に納入しなければならない。納入場所は尼崎城下または領内に数か所ある米蔵に納め天領の場合は一度村内の郷蔵に納め、その後に浜出しを以て江戸、京都に廻送されたのである。納入に当って厳重な検査が行われたことはいうまでもない。

村民が各自の負担税高を納入すると米切手が渡され、納入証明となる（三条村御米引請扣、御米切手引請扣、糯米上納割、御年貢米納通）。庄屋において御年貢米納日記、御物成勘定帳が作られ、更に御年貢米勘定目録が

作製され、決済が行われる。もし未納者があれば五人組・親類・村中へ連帯責任が負わされた。

課役　以上の一般租税の外に課役がある。労力提供であるが、実際に労役を徴することは減少して米をもって代納することもあった。藩主が巡行するときなど、手伝人足が徴せられている（青山播磨守六甲山巡行先触）。また費用は村民の負担となり、夫々高割り、家割りで拠出しなければならなかった（三条村文化一四年殿様御順見諸入用割賦帳、同寛政二歳勘定帳）。

以上の外、藩の郷会所の諸費、村役人に対する給与その他の費用も村方の負担であった。その費用は少額ではあったが、疲弊せる農民にとっては決して軽い負担ではなかった。これら村入用費は高に応じてかけるのが一般的であったが、三条村を例にとってみると高割りの他に家割りも行われている。寛政二年（一七九〇）の場合をみると、万月役高六九八匁四分四厘、助郷賃銀八六匁九分五厘、元年助郷手当八七匁、凡小払二〇匁、計八九二匁三分九厘、これを二分して夫々高・家割りとした。一軒につき一一匁一分八厘、一石につき二匁三分二厘である。この場合、高割りよりも家割りにされるのは小高持百姓にとっては非常な苦痛となったのである。例えば、同年同村における最高の高持一六石七斗八升八合である八郎兵衛も、最下層の六斗七升二合の茂兵衛も同額が課せられている。また無高の者といえども除外されず、半額とはいえ五匁六分が課せられている。

このような事柄は当時の貢納が農民の生活しうる最低のものを残しておくにすぎない程、苛重なものであったとしても、大高持百姓と小高持百姓とでうける経済的圧力に差の生ずるを示している。従って余程の変化が起らぬ限り、階層の順序は変らず、むしろその差は大となり、土地集中が行われ、寄生地主の発生を促がす原因とな

る。このことは又村内における家格維持と密接な関係をもつものである。村入用費は帳持代・紙代・筆代・寄講世話代・茶代・大庄屋給・庄屋給・尼崎米納場宿米・あるき（村小使）給・籾まとひ代・伊勢初穂米（祈禱料）・茶船賃・山番小屋修理代・番人屋敷年貢・宿駅西宮助郷人足宿米・尼崎城普請料・薪浜出し人足賃などに充当された。

(6) 村勢の推移

以上租税対策について見て来たが、次に農民の身分構成に考察の目を転じてみる。がそれに先立って一応各村の趨勢について概観しておくこととする。

芦屋村　芦屋村はもと芦屋郷に属し打出村と共に一体の行動をとっていた。領主は先にも記した通りであって、明和六年二月上知となり天領となるまで尼崎藩支配地であった。

慶長一〇年（一六〇五）の検地においては五四八石一斗七升を算したことになっている。しかしこの数字には少々疑念が存するが、他に徴すべき史料がないのでそのまま採用しておく。次に幕末に至る迄の村高変遷を列記してみると、

元和	二年	（一六一六）	四九二・九五〇石
寛文	元年	（一六六一）	六三九・一一七
〃	五年	（一六六五）	六三四・一二七
延宝	四年	（一六七六）	四九二・九五〇

貞享	四年（一六八七）	五三二・八八八	
元禄	三年（一六九〇）	四九二・五五〇	
〃	一三年（一七〇〇）	五三二・八八八	
〃	一五年（一七〇二）	〃	
享保一二年（一七二七）		六三六・六一八	
明和	六年（一七六九）	六三九・一二七	
寛政一〇年（一七九八）		六一一・九〇九	
文化	二年（一八〇五）	六一一・七七一	
文久	元年（一八六一）	六四八・〇一二	

となる。この数字は本田畑・屋敷の石高表示である。寛文元年（一六六一）の石高は青山大膳亮幸利の検地高で信ずるに足りるが、延宝四年における石高の激減がいかなる理由によるものか現在までの史料では把握できかねるが、ともかく一応記しておく。中期以降においては六〇〇石台を動いていない。

大規模な新田開発の殆んどは初期に終り、中期においては極めて小規模な開発に止まっている。初期の開発には浜新田・樋口屋新田等が含まれ、中期にはその殆んどが下畑・下々畑にかたよっている。

明和六年（一七六九）ごろの村域は東西四七四間、南北一五町、戸数は一八二軒（寺社共）で、内高持一四九軒・無高三三軒、人口七八五人（男四〇六人 女三七九人）、牛四八疋であった。以前の記録としては貞享四年（一六八七）には

一二二軒、七八四人、以後では文北二年（一八〇五）一八〇軒ということがしられ、中期以降は殆んど停滞したものと考えられる。農業経営として小作制度が行われ小作料は田は九斗から一石六斗位、畑は四斗から八斗まで、植付の稲の種類は早稲を第一とし、中稲を七、八分としていた様であり、反収量は本田七、八斗から一石四五斗まで、畑では自給の程度の綿作が行われており、反六貫目位から二一、二貫まで、大豆は一、二斗から六斗位まで、煙草も自給程度、更に蕎麦も作られたが重要な食料品であり、反三斗位から六斗位までの収量があった様である。土地に施す肥料は地性が砂地でよくないので銀子屎＝金肥を施し、稲作の場合は反に銀三〇匁から四、五〇匁程を、綿作の場合は反に五〇匁程を、綿作の場合は反に五〇匁位から七、八〇匁、すなわち稲作に要する肥料の約二倍も投入している。種目としては田方・畑方ともに干鰯・干粕・油粕・醤油粕を用いた。

その他に菜種油稼水車六輌、米踏粉挽水車五輌を有していた。小農民は一般に農間稼ぎをしたものであるが、当村では男は油屋稼、酒造挙（かせぎ）、石掘挙、柴苅、日雇挙などを、女は木綿織挙をして経済を補い渡世していた。

当地域は一般に砂地で水持が悪く、年々旱魃に見舞われることが多いため古くから水利問題に苦しんでおり、幕末までしばしば他村と芦屋川用水をめぐって争論を起している。このような事情もあって天明八年（一七八八）備荒貯蓄（二石三斗五升）が行われたようである。当時は全国的な凶作が毎年続き、幕府は郷蔵の整備を命じているがこの方針に基づいたものである。

また当村の百姓は開拓者と、それ以後の入村者とに分れ、事ごとに開拓者の支配者的立場の優位性が強調され文政二年（一八一九）には村役人の選出・祭礼施行などをめぐって対立し、訴訟問題に発展したこともあった（芦

屋村百姓百九軒願書)。その他の訴訟事件としては前に述べた庄屋の不正をめぐる問題があった。

打出村　打出村は芦屋村とその政治的行動を共にし、明和六年（一七六九）天領となった。村高は

慶長一〇年（一六〇五）　五四八石・一七〇
元和　二年（一六一六）　〃
延宝　四年（一六七六）　〃
元禄　三年（一六九〇）　〃
〃　一三年（一七〇〇）　六五六・七六七
〃　一五年（一七〇二）　六七四・九六七
天明　四年（一七八四）　六六三・六六九
寛政一〇年（一七九八）　九四四・六九〇
文化　二年（一八〇五）　〃

右のような村高変遷がみられるが、寛政一〇年（一七九八）の石高は御料私領菟原郡村々高附帳によるものである。元禄一三年（一七〇〇）に至って約一〇〇石の増加があるが、新田総高を本高になおした結果である。

新田開発状況をみると、芦屋村と同じく殆んどが初期元禄頃迄に開発され、ほぼ現市域の範囲に達し、以後においては僅かに増加しているにすぎない。免は本田の高率に比して六ないし五割にとどまってをり、元文・寛保

ごろに一分程度の引き上げがあった程度である（吉田善八氏文書）。

打出村は元禄八年（一六九五）一二月二〇日、大火で殆んどが焼滅した（妙福寺文書）といわれ更に今次の戦災によって史料の大部分は消滅したため、農業の状態について知りうる史料としては嘉永五年（一八五二）の風烈損毛嘆願下案があるだけである。これについて記すと、「地味薄く兀山之地先キニ而御座候得は、土砂交り之田畑ニ而他村よりハ、余程実米も少く、剰え肥手ハ多分ニ入れ不申候ハデは、並々之作も難出来」非常に不利な土地条件にあって、従って畑方において綿作・大豆作などに異常な力を集中していた様である。作柄は文政六年（一八二三）・同八年の両度の風損以来凶作が続き、嘉永の頃まで二〇年ばかりの間において常年の作は漸く六、七年にすぎなかったとのことである。天明八年（一七八八）に飢饉に備えて麦を五石二升貯えているが以後も実施していたはずである。そして特に嘉永五年（一八五二）に至っては前年来の小雨のため溜池用水は不足し、加えて五月の植付の時節にも梅雨は止み、溜池を抜いて植付をしたが旱天が続き、村人は必死の努力をしたが殆んど田地は皆無となってきたので、借財をして土地相応に銀三〇匁から四〇匁迄肥料を鋤込んだが結局皆無となり「田方一面之白穂黒穂と相成り、眼もあてられざる有様、夏以来老若男女之差別なく粉骨砕身仕候而養育仕揚ケ候稲毛、一時ニ吹亡候次第、天災とは乍申手之ものも落候程ニ愁歎仕候」という有様となり、ために今まで村中で融通し合ってきたが今はなすすべもなく必然的に来年作付の手段もなかった。そこで村方は五貫無利息五〇年賦の拝借銀を願い出ている。結果は不詳である。当然年貢米はない。当時年貢米は藩主が売る時の値に直接関係があるので最上の精品を納入することになっており、不熟米は不合格とされたため、拝借銀を以て他から購入し

て納めようとしたわけである。水利のよくない事から発生したことであるが、芦屋村と同じく芦屋川用水引込みについて周辺農村としばしば争っている。

戸口については貞享四年（一六八七）に一一〇軒・九一二人、享保二〇年（一七三五）一八八軒、文化二年（一八〇五）一六一軒ということが分っている（尼領村々調書）。

幕末には打出陣屋が長州侯によって字広野に設けられた。文久元年三月二三日上棟、屋敷地は二町余であった嘉永五年（一八五二）米国水師提督ペリー渡来後、盛んに摂海防備の事が論議され、尼崎から兵庫辺にかけて特に重視されていた頃である。警備担当の藩は、長州藩から久留米藩―竜野藩―勢州藩―加州大聖寺藩―伊予大洲藩へと目まぐるしく変り、明治元年（一八六八）には四月迄に備前藩―久留米藩―尼崎藩と任が移ったが、翌二年三月下旬に取払われた。

津知村　津知村も戦災によって現地には史料が残っていない。他出の史料によってうかがえば、村高は慶長一〇年から明治維新に至るまで天明四年（一七八四）の一〇六石四升一合のときを除いては、ずっと一〇六石五斗五升となっており、全然発展の様相は認められない。江戸時代を通じて尼崎藩領に属していたが、村役人（第1表参照）のうち、天明六年（一七八六）の庄屋役が森村の利兵衛によって兼ね勤められていることなどから、近世以前においては両村が全村的なものであり、高増しのため村割りが行われたものではないかとも考えられる。

戸数は文化二年（一八〇五）に二一軒が数えられる。

牛数は天明六年（一七八六）において七疋いたことが分っているだけである。

当村においても水利問題は深刻なものがあったようであるが、一円的な問題として後に総括記述する。

三条村　三条村は津知村と同様、尼崎藩領に属していた。村高は

慶長一〇年（一六〇五）　一九三石・八三〇
天和　二年（一六一六）　〃
寛文　三年（一六六三）　一九七・四九〇
延宝　四年（一六七六）　一九三・八三〇
貞享　四年（一六八七）　一九七・四九〇
元禄一三年（一七〇〇）　〃
享保一二年（一七二七）　二〇一・八九九
天明　三年（一七八三）　二〇二・二四〇
寛政一〇年（一七九八）　二〇二・〇三〇
文化　二年（一八〇五）　〃

となっており、初期から殆んど変っていない。延宝四年三石六斗六升が減じているのは、打出シ分が本高に繰り入れられていないからである。

第5表　寛文3年（1663）百姓持高・屋敷一覧表
（同年三条村検地帳による）

百姓名	上田	中田	下田	下々田	上畑	中畑	下畑	下々畑	屋敷	計	順位
	畝歩	畝歩	畝歩	畝歩	畝歩	畝歩	畝歩	畝歩	畝歩	畝歩	
源一兵衛	56.11	15.24	22.27	.21			2.02		1.25	99.20	3
吉右衛門	47.08	13.20	13.06			1.14	1.05		1.03	78.26	7
源次郎	43.10	13.20	2.16	2.14	1.24		1.18		2.00	67.12	10
善一郎	39.22	23.14	31.08				1.10	1.23	1.00	98.17	4
源兵衛	35.13	1.15	21.13				3.04		1.23	63.08	11
市十郎	33.14	4.08			1.02		.13		1.06	40.13	19
九左衛門	33.05	34.14	3.11			.23	1.00		2.20	75.13	8
長左衛門	32.27	43.29	18.01		2.02		3.17		2.04	102.20	2
次兵衛	32.17	32.06	14.06			.14	2.01	7.23	2.25	92.07	6
平三郎	26.21	4.02							0.27	31.20	21
善兵衛	26.14	47.06	36.00	8.26			2.14		2.17	123.17	1
六兵衛	24.12	13.16	27.22		3.24	.23	1.13		2.09	73.29	9
二郎兵衛	21.06	55.22	13.10						4.04	94.12	5
五兵衛	21.01	19.01			.21	.21	3.01		1.12	45.06	15
ありき	20.04		7.19							29.14	22
仁右衛門	14.28	9.22	17.21				.22		1.09	44.12	16
惣左衛門	14.20									14.20	25
市郎右衛門	12.22	23.18		2.04	6.11		.25			50.20	24
清次郎	11.11								.27	12.08	26
与一郎	10.04	13.18	15.01				.14		2.03	41.10	17
久兵衛	9.27	1.11							3.23	15.01	23
源二郎	9.25	9.06	21.27	.12						41.10	17
弥二兵衛	9.01	17.03	5.12				1.03		1.12	34.01	20
次郎兵衛	5.14	8.17					.28			14.29	24
市郎兵衛	2.15				3.02					5.17	27
五郎右衛門	1.26	34.26	9.29		1.00	1.14	1.24			50.29	13
吉兵衛		.29					.03		.24	2.01	28
治郎兵衛		.23								.23	35
清右衛門		.07								.07	36
宗円寺			20.18	4.02			6.11	20.27	3.06	55.04	12
村分（八幡田）			2.00							2.00	29
後家									1.10	1.10	34
惣三郎									1.15	1.15	30
加左衛門									1.12	1.12	32
五郎右衛門									1.13	1.13	31
道場									1.12	1.12	32

寛文三年（一六六三）の検地帳によってみると登録人三六が数えられ、貞享四年（一六八七）の三四軒と余り差はない。本田畑合一五町一反一畝二三歩であり、そのうち本田一三町七反一六歩・屋敷四反八畝一一歩・本畑九反二畝二六歩となり、各百姓の特高は上表の如くである。

新田開発は中期ごろまでにほぼ終っている。免は前出の通りであるが文化年代ごろから徐々に引

上げられており、特に山畑にはげしい。その品目は大部分が下々畑であることは次表によって明らかである。

第6表　三条村新田畑開発表（史料編第一113頁～140頁）

百姓名	元禄5年（1692）	宝永元年（1704）	天明3年（1783）百姓持高・役人別	その他
	畝歩	畝歩		正徳3年（1713） 畝歩
安兵衛	下畑 1.08	下畑 .07		
	下々畑 1.03			
伊右衛門(1)		下畑 .15		(2)下々畑 2.22
徳右衛門	下々畑 2.00		石	(3) 〃 .17
十右衛門		〃 .21	7.588 半	(11) 〃 1.00
六兵衛	下々田 .09			(13) 〃 .04
	下々畑 .19	〃 .08	8.119 本	
孫左衛門		〃 .27		(20) 〃 2.04
治兵衛(2)	下々畑 12.07	〃 1.03		享保5年（1720）
吉右衛門	〃 .27	〃 .27	5.455 本	(8)下々畑 4.04
忠兵衛(3)	〃 1.05	〃 .17	5.613 本	(14) 〃 1.06
伝兵衛	〃 2.00	〃 .18	1.063 半	(15) 〃 1.15
甚左衛門	〃 .14	〃 .20	5.831 半	(16) 〃 13.02
庄右衛門	〃 .27			(20) 〃 1.06
市兵衛	〃 1.27		3.250 本	享保6年（1721）
伝三郎	下畑 1.12			(1)下々畑 1.02
清右衛門(4)				(8) 〃 1.22
甚兵衛	下々畑 .24		7.060 半（寛政2）	(12) 〃 3.06
治右衛門(5)			5.356 半	享保9年（1724）
八兵衛	下々畑 .05	下畑 .10		(4) 山 .13
武兵衛(6)				(5) 〃 .13
長左衛門	下畑 .04			(6) 〃 .13
弥惣右衛門(7)			5.304 半	(7) 〃 .13
理兵衛		下畑 1.02		(8) 〃 .13
五兵衛		〃 1.10	3.399 半	(9) 〃 .13
四郎兵衛(8)		〃 .11	5.711 本	(10) 〃 .13
久右衛門		〃 .19		(12) 〃 .00
治郎兵衛(9)		〃 .19		(16) 〃 .04
善右衛門		〃 1.00	5.114 本	(17) 〃 .13
太郎兵衛(10)		〃 .14		下々田 .26
源兵衛		〃 .16	2.669 半	(19) 山 .13
徳左衛門		〃 .19		寛延2年（1749）
長右衛門		〃 .15	0.738 柄	(18)下々畑 3.08
善兵衛(11)		〃 .11	7.058 ?	
吉左衛門		〃 .24	5.829 ?	
茂兵衛(12)		〃 1.02	0.6724半（寛政2）	
庄左衛門		〃 .20		
三右衛門		〃 .24		
太兵衛		〃 .24	5.724 半	
半三郎		〃 .23		
加右衛門(13)		〃 .10		
宗右衛門(14)				
与兵衛(15)				
久兵衛(16)			4.259 本	
佐次兵衛(17)				
源五(18)				
市郎右衛門(19)				
照楽寺(20)				
村分（八幡田）	下々田 2.11			

開発者の階層は中農層が多く、開発面積も小高持層より大である。

字数は八〇が数えられる。天明三年の名々田畑持高帳によれば九五字が知られ、川筋や山場方面の開発が進められた様である。

本村内の開発が進められただけではなく、芦屋村への出作（字名針木原・うづわ・たに）も行われており文化四年（一八〇七）には四人が耕作に従っている。当時これを古出作と称しているが、すでに憲文元年（一六六一）の検地帳にはこの事実が記載されてあるというから、それ以前から行われていたものゝようである。仁右衛門・長右衛門・五兵衛・甚兵衛・与一兵衛の五人が願人であり、総高合四石四斗二升八合一勺と記録されている。開発の由来は、元来芦屋村の地に属するが、養水が不足するため水利にかなり恵まれている三条村に対し開発が領主から命ぜられた次第である由。諸掛りは三条村と同様に扱われている。

免は既出の通りであって、芦屋村などに比し、はるかに軽い。

百姓の持高は四石から七石の間の者が多く、中堅層として安定している様であるが、天明期前後における階層変化は著しい。

戸口は貞享四年（一六八七）三四軒・二一一人であるが、中期に入ると四二軒ないし四五軒・一六〇人から一九七人の間を上下しており、大体において男子の方が女子よりも多かった（史料編第一―一五四頁）。

檀那寺は西本願寺末寺小浜毫摂寺下の一向宗照楽寺（元辻本道場）となっている。

通婚圏は寛政二年（一七六一）の記録によると、当村内九・深江村六・北畑村二・その他各一で東は尼崎町、

東は尼崎町、西は御影村から播州多田上村に及んでいる。

当村への年季奉公人は六年ないし九年位の契約で、丹州から来ており、そのうち天田郡から来る者が大部分である。一方、寛政期頃からは、関東・北陸・山城・河内・和泉・近江の各方面へ酒頭司（とじ）として八月から翌年五月ごろまで、あるいは三年・五年季で出稼ぎにゆく者の数が漸増する傾向が認められる。

水利状態はどうであったか。天明期以後の作成と思われる旧三条村絵図によると、高座川の流および東川の流掛りの面積は六七％、さら池掛りが二二％、蓮池掛りは一一％となっており、かなり田畑養水には恵まれている。しかし川上に位置する村落の常として川下の村々との間に水論を繰返している。

菜種作・酒造株に関することは後にゆずり、寺社関係をみると、氏神稲荷大明神・八幡宮・照楽寺・宗円寺などがあった。宮座は村中廻り持で継続されていったが、寛政一二年（一八〇〇）六月には八幡宮の火燈支配をめぐって争いがおこされた事があった。家格の維持に関連する問題であった。

(7) 身分構成

庄屋・年寄・宮守・神主・住持・ありき・山番・樋守　以上四か村の勢力の推移を概観してきたのであるが、村を維持運営してゆくに当って次のような身分構成があった。すなわち庄屋・年寄・本役人・半役人・柄在家（からざいけ）など、そのほかに宮守・神主・住持・ありき（あるき）・山番・樋守などがあった。

この中、庄屋・年寄は村政担当者であると共に、領主側の農村支配機関の一員でもあったことは既に詳述しておいたところである。本役人・半役人・柄在家については後に考察する。

宮守・神主・住持などは村落生活に欠くことの出来ない要素であるが、政治に直接干与する立場にはなかった。ありきは時に、「あるき」または「小走り」「歩」とも書かれているが、村の小使役を勤めた者で、その住居は三条村の場合、村の東出入口際にあった。役料は、芦屋村では、明和六年（一七六九）村明細帳によると、米一石五斗・麦一石五斗となっている（年寄給は四斗入り一俵）。三条村では寛政六年（一七九四）には二斗、同一二年一斗六升、享和元年（一八〇一）一斗九升四合、文化四年（一八〇七）には一斗となっており、大体各戸高別掛りとして徴収しているようである。

山番は山林管理人であって、芦屋村では二人・四斗入り二俵宛、三条村では同じく二人・三斗九升九合宛支給されている。相当に重要な役職で地域によっては村役人類似のものとされている程である。

樋守もまた山番に劣らず要職であり、特に砂交り地の当地方としてはおろそかにできないものである。芦屋村では一人・一斗とされている。その他、芦屋村では非人番一人がおかれている。

本役人・半役人・柄在家の身分設定の基準　次に本役人・半役人・柄在家についてであるが、尼崎藩領の村々においては一般に近世初期からこのような身分制が行われていたといわれるが、当地方においては明らかに身分別を記録した史料が極めて少数である上に、初期のものに関しては皆無に近く、漸くその手掛りを提供してくれるものに寛文三年（一六六三）の三条村検地帳を見出すにすぎない。役人、柄在家に関して史料は三条村を除いては発見されておらないので以下の記述に使用する史料は三条村のものであり、勢い、三条村の状態を記すことになるが、他村の場合もまず大綱において差異はあるまいと考えられるのでこれをもってその説明に代える。そ

してこの役人・柄在家という身分別が尼崎藩で行われるようになったのは、寛永一二年（一六三五）に青山大膳亮幸成が遠江国佐野郡掛川から移封されて尼崎藩主となってから以後のことではないかといわれている。すなわち、青山氏の前任地である掛川において、近世後半期の史料ではあるが、本家に対する身分別として柄在家という身分別があったことが報告されているところからこの推定がなされるものである。青山氏以前の戸田氏の時代にこの様な身分制度が存在したかどうかは不明である。

ではこの身分別設定の基準は何を標準として行われたのであろうか。豊臣秀吉優位の時代から徳川家康の手に政治支配の実権が握られるに至った時代にかかる近世初頭においては種々の名目で実に多くの課役が農民に課せられた。これらの整備が（検地と併行して）進められ、課役を課する時、二つの基準が立てられた。一は高割法すなわち各々の百姓の持高を基準として割当てる方法であり、他の一は屋敷を基準として課する方法＝家割法である。この家割法で課せられる一軒の夫役＝労働給付その他の課役を負担する百姓が本役人であり、右の一軒前の半分の課役を負担するのが半役人である。それ故に本役人・半役人の別なく役人となりうる条件は、屋敷を有するか有しないかということに基準がおかれることになり、役人はすなはち屋敷を所持する百姓でなければならなかった。

屋敷持百姓　近世初頭の検地帳において登録された高持百姓が必ずしも全て屋敷地を有しているとは限らず、従って中世の時代から漸次上昇して独立し、近世に入って為政者の政策とはいえ、できるだけ多く検地帳面に記載されたとしても全てが完全に課役を果しうる能力を有していたとはいえないわけである。

第7表　寛文3年三条村百姓持高表
（同年三条村検地帳による）

百姓名	屋敷地	畝歩
		畝歩
善兵衛	○	123.17
長左衛門	○	102.20
源一兵衛	○	99.20
善一郎	○	98.17
二郎兵衛	○	94.12
次兵衛	○	92.07
吉右衛門	○	78.26
九左衛門	○	75.13
六兵衛	○	73.29
源次郎	○	67.12
五兵衛	○	63.08
郎右衛門		50.29
市郎右衛門		50.20
五兵衛	○	45.06
仁右衛門	○	44.12
与一郎	○	41.10
源二郎		41.10
市十郎	○	40.13
弥二兵衛	○	34.01
平三郎	○	31.20
あき		29.14
久兵衛	○	15.01
次郎兵衛		14.29
惣左衛門		14.20
清次郎	○	12.08
市郎兵衛		5.17
吉兵衛	○	2.01
惣三郎	○	1.15
五郎右衛門	○	1.13
加左衛門	○	1.12
後家	○	1.10
治郎兵衛		.23
清右衛門		.07
（寺2軒を含まず）		

上の表は百姓の所有畝歩および屋敷地の有無を示したものである。これによってみると登録百姓は三三人であるがこのうちで屋敷地が検地帳に登録されている者は二四人である。そのうち惣三郎・五郎右衛門・加左衛門・後家の四人の所有畝歩は屋敷地のそれであって田畑のそれではない。これは家持下人を意味していると思われる。ここに記された後家は誰の後家であるか明らかではない。とにかくあとの九人は田畑を所有してはいるが屋敷地は所有しない。

次に屋敷地を持つ百姓と、持たない百姓についてその持高の状態について、一般にいわれる一町一〇石の換算法をもっていま仮にその分布をみると、最高の者で一二石強であり、五石以上が一三人、以下が二〇人というように全般に非常に持高が少いことになる。

第8表　寛文3年三条村屋敷持百姓と持たない百姓との持高比較表

石	屋敷持百姓	屋敷地を持たない百姓
13		
	1	
12		
11		
	1	
10	4	
9	3	
7	2	2
5	1	6
3	3	2
1	3	5
0	9人	24人

上の表でみると、屋敷持百姓の約半数は五石以上の持主であるのに対し、屋敷地を持た

ない百姓のうち五石以上の持主はわずかに二人、他の七人は五石以下という如き零細な百姓である。そして家割による課役を負担したのは屋敷持百姓の二四人であり役人といわれた階層の百姓であり、屋敷地を持たぬ九人は高割に賦課される課役は負担するが、家割賦課の課役は負担することを免除された。

時代は降るが天明三年（一七八三）の名寄帳記載百姓のうち、六兵衛分のうちに善次郎分・善二郎分と二人分の所有反畝が記載されてあるが、これは或いは右の二人が分家＝隠居の立場にあってかなり独立に近い状態にあったが、未だ本家とは別個に屋敷地を持つに至っていなかったか、また夫役を勤める際にも本家を介して領主に勤めたか或いは又年貢も本家を介して納入していたか、何れかの過程が未だ初頭からの家父長制的従属関係の継続状態として存在していたのではないかと考えられるが、確かなことは云えない。

元禄三年（一六九〇）の旧三条村絵図には三九軒（寺一）の屋敷が記されている。さきの寛文三年との間には二七年の隔りがあるが、記載された屋敷持百姓の名と一致するものが九軒しか見当らない。ともかく三八人の役人があったことになるわけである。

寛文三年の検地帳登録人のうち、中期の寛政二年（一七九〇）の宗旨人家御改帳の記載に従って推考した結果、本役人・半役人の身分の判明した者は吉右衛門（本）・六兵衛（本）・源兵衛（半）・五兵衛（半）・仁右衛門（半）・久兵衛（本）・吉兵衛（半）の七人である。いうまでもなく両者の間に約一三〇年の隔りがある以上、その間に身分変化があったことも考えなければならないから、これをもって直ちに寛文期の身分として断定することは早計であるかもしれないが、一応の推定としておく。

さきの元禄三年の絵図によって三九軒（寺一）の屋敷数が分り三八人の役人の存在を確かめることができたが、次にほぼ此の時代のものと推定される身分別持高統計表を次に掲げる（天明三年（一七八三）の名寄帳の書き込みから換算したもの）。

第9表　元禄百姓頃持三条村高表

身分別	庄屋	本役人	半役人	柄在家	寺	不明	計
10石—	1						
9—		2					
7—		3	3				22
5—		6	4			3	
3—		4	7				17
1—			2				
0			1	1	1	1	4
無高							0
計	1	15	17	1	1	4	39
	33						

上の表によって分るように役人層はすべて高持であり、そのほとんどが三石以上の高持である。不明とあるのは役人であることには疑いはないのであるが、本役人・半役人のどれに属するか判然としない者をいう。この場合は役人のうち大部分の者が三石以上の高持である。そして柄在家は一石未満となっている。

柄在家　柄在家身分の者の性格について知りうる恰好の史料はないが、他村の一般例によれば、年貢米に困り身代限りするか、または持高を減じて役儀を勤めがたくなり、退役して柄在家になっているものが非常に多いのである。すなわち柄在家はもと役人と同格の身分の者であったが、零落して課役負担の能力のなくなった者をいうようである。天和三年（一六八三）一〇月に三条村加兵衛なる者が同村三郎兵衛＝作兵衛に字為之前の上田六畝二歩・中田三畝八歩・下田一七歩、斗代計一石三斗九升七合を売り渡しているが、これは同年の年貢米に困り売渡したものである。そして但し書に「加兵衛身躰つむれ御役義相勤不罷成候ハヽ、此田地ニ相応之役義、御勤可有候」と記してあるが、これは役人から下降して身躰限りと

なり、やがて柄在家となる過程をうかがわせるものであろうか。他に三点ある土地売券のいずれも「御年貢米ニ指詰リ申ニ付、丁銀何匁ニ永代売渡シ申」と売却の理由を述べている。

なおその他に他領から何らかの理由で転出して入村して来た者も柄在家となった様である。

天明三年（一七八三）の点合帳下帳に

一入　半役人七郎兵衛方えとし五十一　長五郎
御願申上播州清水御領分繁晶村より加り来り
男子とし十五　久　蔵
〆弐人

一入　半役人嘉兵衛方へ加り年四十市兵衛事　伊　助
御願申上播州清水御領分竜野村太右衛門弟

と記載されており、これらの者はいずれも七年後の寛政二年（一七九〇）には柄在家と宗旨人家御改帳に明記されている。石高は長五郎は二斗三升二合七勺、伊助は無高となっている。しかし同年、柄在家と記録されている長右衛門の場合は二石以上であり、文化一四年（一八一七）には三石二斗ばかりとなっているが、石高についてみた場合この様な例外も存在している。

柄在家の身分のものは、普通は半役人の家に同居しており、本役人の家に同居の例は見られない。家族の労働力と年令構成からみて、恐らく同居先の労働力の補充を行っていた（家内下人）ものであろうと思われる。され

ば必要度の減少に伴って別家する場合もあった様である（天明三年（一七八三）半役人伝兵衛加り柄在家無高又四郎後家しま他三名の場合等がそれである）。

以上の様な諸理由によって発生する柄在家とは具体的にどの様な役割を果したのであろうか。安永九年（一七八〇）菟原郡小路村の文書に、本役人九人、半役人七人が柄在家一二人を訴えた訴状があるが、その中に川堤が切れて普請をする際に「往古より柄在家之内壱人宛、寄人足有之間、茶わかし勤来り候」また「柄在家之者只今ニてハ一向夜番之外何事も勤不申候」という記述がある。これによって川普請の期間中の茶沸し・夜番などが柄在家の勤めの一部とされていた事が知られるが、三条村の場合においても恐らく同じ様な事であったであろう。村公事の手伝い役を勤めとしていたのである。

(8)　階層分化

右には農民の身分構成について述べてきたのであるが、次にその構成が如何に変化してゆくかを記してみる。

元禄期以前の階層分化　前にみたように寛文三年（一六六三）当時三条村には三三人の高持百姓がおり、屋敷地の登録をしている百姓は二四人であった。また元禄三年（一六九〇）には三八人の役人がおり、当時のものと推定される史料によれば庄屋を含めて三六人の役人数が数えられる。僅かの年数の間に一〇人以上の役人の数が増加しているのであるが、この事について考えるべき理由の一つとして幕府から分地制限令（寛文一三年＝延宝元年、一六七三）の出された事が挙げられる。すなわち、分家＝隠居の独立の傾向が徐々にではあっても増加しつつあった事柄は既に述べたところであるが、このような事情は、高持隠居は夫役の負担の公平化という見地か

ら、その持高が相当ある場合、役人なみに負担させようという考えが漸次強まり、しかも役人並みに負担させるためには、かれらの身分を実質と合致する様に役人に切り換えることが望ましいという考えが一層一般的に普遍化し、分地制限令の発令を契機として、高持隠居を役人に転化させてゆく事の実現化が促進されていったものと推測される。

また更に領主側からすれば、この様な一般的普遍的現象を巧妙に施策の一環として捉え、隠居＝分家を役人として登録することは諸課役の賦課の対象である百姓数の増大を図ることであり、収入の増徴の可能性をより拡大することになるのである。そして分家者の立場としてもこの様な事情の下において、従来から分地している事実を形式的にも承認されておく必要があり、かくて上記の如き課役負担の公平化・領主側の希望などと共に、分地制限令を契機として、僅かの期間にかかわらず、役人の急激な増加があったものと考えられるのである。

かくて領主側の経済的基盤の構造は漸く確実となってゆくのであるが、この方向がより一層安定性を増大ならしめられたのは生産力の上昇にかかっていたといえる。元来中世末期から近世初頭にかけての武士の農業からの遊離＝武士の専業化は農業生産力の上昇が前提であったといえる。

農業生産力の上昇　では当地方の農業生産力の上昇は果してどうであったか。

芦屋村の寛文元年（一六六一）の検地帳によると、一反の石盛は上田一石三斗・中田一石一斗・下田九斗・下々田五斗となっており、上田・中田が他に比して約二倍の反畝歩を有している。また三条村においては寛文三年（一六六三）に、石盛は上田一石五斗・中田一石三斗、下田一石一斗・下々田八斗となっており、芦屋村と同じ

く上田・中田の面積が他の倍の反畝歩を示している。そして寛文期以降において各村々では新田開発がしきりと行われているに拘わらず下々田畑の数のみが多く品目の上級への切換えの変更はみられない。この事は寛文期までに生産力の上昇に伴って既に品目の切り換えが終えられたものであろう。石盛についても各村ともに既に記した様に何らの変更は行われていないのである。免についてはこの頃の史料はないので具体的に農民の収入を知る事はできないが、当時において既に土地の売買が行われ始めている。万治三年（一六六〇）に三条村源二郎が上田五畝二歩を、天和三年・貞享二年には、同村加兵衛が上田二反三畝二三歩・中田三畝八歩・下田一七歩・下々田一六歩を、元禄六年（一六九三）には同村本役人市兵衛が中田一畝四歩を、夫々同村の三郎兵衛に年貢米の上納ができないとの理由で永代売渡しを行っている。市兵衛は三石ばかりの小高持である。この様な事例とは逆に天和三年に三郎兵衛は深江村孫左衛門から同村の口入又左衛門を通じて下田二反一六歩を買い取っている。この場合も売主は年貢米の不足を理由としている。三郎兵衛は庄屋・年寄一覧表によってみれば、正徳二年（一七一二）および寛政期から文政期迄の間三条村庄屋を勤めた家柄であるが、右にみる如く早くから土地集中が行われていたのである。

元禄期における持高変化　この様に同じく本役人として村内における高い身分の者でありながら、元禄期に及ぶとこの様な持高上における差異が表われてくる。かくの如き現象と平行して零細農化の傾向は必然的に起るのである。すなわちこれら生活の基盤をなす田地を売却する者たちはいかに生産力が上昇したとしても、常に高率化する貢租と高価な肥料代（芦屋村では田畑共、一反当り銀三〇匁―五〇匁）のため所詮経営は縮少しなければ

ならず、困窮の度は増してゆくのである。そうすると従来の役人層中にも役義を勤めがたくなる者がかなり現われてきて、やがて実際の持高に応じて、負担能力のある者をして役義を勤めさせざるを得なくなり、遂に持高を基準として身分が決定されるというのが当時の一般的な状態であった。しかし当地域ではこの一般的な動きと一致するかどうかは確かではない。

ともかく各村共に新田畑の経営に相当力を注いではいたが、その開発担当者の多くは村落内において一応安定していると思われる中農層ないしはそれ以上の高持が当ったものであった（三条村新田畑開発一覧表）。

しかし元禄・享保期をすぎる頃から漸次持高の変化混乱が拡大してくる。新田開発速度の鈍化とその限界への接近（＝各村高の固定）、検地改による免の引上げ（免定一覧表）等。すなわち生産力の停滞現象がみられ、前記の如く年貢不納の仕儀に及んで田畑を売却して零細化してゆく者が本役人層をも含めて増加し勢い小作人増加の傾向が助長されたであろうことは、明和六年芦屋村差出明細帳からも察せられる。これに対してそれら零細化する者から田地を買収し兼併を促進して大土地所有者となる者も現われてきた。三条村の八郎兵衛はその一人であると思われる。

元禄期～天明期の持高変化　元禄期から天明三年（一七八三）の間において三条村では五石以上の持高の百姓で上昇した者が約二割、下降した者が三割程度、無変化が五割、五石以下の者については上昇が約二・五割、無変化が約六・五割、下降が約一割という結果がでている。総体的にみて七石から一〇石の持高層は上昇と下降が相半ばし、七石から六石の者は大部分が下降、六石以下の者はほぼ無変化であるといえる。そして天明三年の百

第10表　天明3年三条村身分持高表

高	庄屋	本役人	半役人	柄在家	寺	不明		
19石		1					1	21
17								
15								
13								
11								
10	1						1	
9							1	
7		2	2			1	5	
5		7	4			3	14	
3		3	3				6	15
1			5				5	
0				1	1	2	4	
無高				2			2	
	1	13	14	3	1	6	38	
		28						

姓身分別持高表を示すと上の表の如くになっており五石以上および以下について数の上からでは大きな差異は認められないが、内部の詳細な変化は先に記した通りであり、大高持層における上昇・下降の変化が目立っている。

身分別の混乱　また天明期に先立つ明和期においては芦屋村では毎年困窮に迫られて村自体の年貢未納が重なり、総計四九三俵に達し、庄屋の横領なども起っている程に農村の衰退は急速に表面化し、階層の分化は進行していったのである。三条村の如く小高持よりも大高持の者が分解する傾向が大となってきては身分別の維持・家格制の保持も難しくなってくる。従来この身分別・家格制の強化の一として、身分の相違する者と縁組は行わないという慣習があり、尼崎藩内の他の村ではその様な役人仲間の申し合せすら出されている所もある。寛政二年（一七九〇）の宗旨人家御改帳に記されたところによると

1、本役人四郎兵衛女房ふき…本役人善右衛門娘
2、本役人又兵衛女房さん……本役人吉右衛門妹
3、本役人清兵衛女房とめ……本役人宇兵衛妹
4、半役人吉兵衛女房とめ……半役人甚左衛門妹

の四例が挙げられるが、何れも同一身分同志の縁組であり、身分制・家格制の強化を物語っている。しかし

1、本役人兵右衛門女房わさ…半役人嘉右衛門娘

2、本役人忠兵衛女房ふり……半役人嘉右衛門娘

の二例は半役人身分から本役人身分へ縁付いている事を示している。明らかに当時の慣習からすれば異端的行為であるが、夫々の持高についてみると、嘉右衛門は四石七斗六升七合の高持であり文化一四年（一八一七）には六石七斗九升へと増加している高持である。兵右衛門は四石五斗、文化一四年には四石六斗一升六合であり、忠兵衛は五石五斗一升二合を有している。天明期以前には四石未満の嘉右衛門であったが、漸次上昇して兵右衛門・忠兵衛とほぼ同等の実力を有する様になった。その結果、右の如き縁組も可能となったものであろう。元禄・享保期以前においてはその実例をみる事ができなかったのであるが、これらの実例をもって他の地域の一般例と同じ事情として、実質的身分変更の一例として把握する事ができる。

農村衰退の防止策　ともかく農村の衰退は歴然たる事実として存在したが、放置する事はできない。この防止策として菜種栽培が行われている。明和三年（一七六六）武庫郡二七村の庄屋が連印をもって藩当局に訴えた文書に、武庫郡在々では冬には麦の外は大方は菜種を作り、春の内にこれを売って、その代銀で米作のこやしを調達していると述べている。すなわち、米の収量を増すために干鰯・油粕・干粕・醤油粕などの金肥を鋤込まねばならないが（芦屋村明和六年差出明細帳）、その資金調達のために裏作として菜種栽培が行われたのである。殊に天明頃から金肥が高騰したため菜種栽培が一層重要度を増し、急激に展開したのである。さらに防止の一策は

副業に求められた。芦屋村の明和六年（一七六九）の差出明細帳に「稼小百姓、農業手透之節は、油屋稼、酒造抔（かせぎ）、或は石掘抔、野山ニ而柴苅是ヲ売代、日雇抔仕渡世仕候、女は着用木綿等仕抔ニ候」と記されているが、これらの抔の種類は、以上の如き理由に基づいて行われているものであり、何れも分解の危機にさらされた貧農が分解をまぬがれようとして懸命になっている姿をよく現わしており、また殆んどが、既に村外から労働力の補給に頼る事が難しくなり、村内労働力によって済まそうとしている傾向がありありと分るのである。かくて領主の圧力＝貢租の過徴に対する態勢を整えて立ち直りを示すのである。しかしこの副業によって農村内部は商品貨幣経済によって浸蝕され、米穀自給自足経済に拠る純粋封建農村は大きく変貌を遂げてゆくことになる。

中農層の安定　しかし三条村ではこの様な変貌は少し時期が遅れて展開されてくる。寛政二年（一七九〇）には、五石以上の高持百姓のうち上昇した者は約二割、無変化約五割、下降三割となり、五石以下では上昇が二割、無変化四割、下降四割となっている。

第11表　寛政2年三条村身分別百姓持高表

持高	庄屋	本役人	半役人	柄在家	その他	計
17石—						
15—		1				1
13—						
11—						
10—						
9—	1					1
7—		2	3		5	10
5—		6	6		12	24
3—		5	6		11	22
1—			5	1	6	12
0			2	1	3	6
無高				2	4	6
計	1	14	22	4	45	86
		37				
19						
20						

身分別に持高をみると五石以上一九人、以下が二六人となり、零細化の進行が認められ、牛の保有数についてみると、天明六年（一七八六）二一疋、寛政元年（一七八九）二三疋、同二年二一疋、同三年一八疋、同五年一七疋、享和元年（一八〇一）一八疋（以下増減なし）となっ

ており（第12表）漸減の傾向が現われて、更に停滞が続き、寛政期を境として村落の繁栄は退潮していったことが推測され、村落内部の変化と一致する。しかし一部ではあるが、役人で一石未満の者が現われ、それに対して柄在家身分でありながら、従来の一石未満ないしは無高という構想を打ち破って二石台の者が一名出現してきている。しかしながら依然として身分別の変更は形式的には行われておらず、本役人の数に余り増減は認められず半役人の増加がある程度である。にも拘わらず、身分別・家格制に変更が行われていないという事は、とくに本役人中農層の安定とその堅実な農地経営による強力な経済力がその背景をなしていた様である。牛の保有数をみると、寛政二年（一七九〇）には半役人の七疋（のち二疋減）に対し、本役人が一四疋を所有している事等はその好例といえよう。そして村入用の勘定とか、殿様巡見等の費用割付においても家割・高割の両法の併用を依然継続施行していることはその力量を物語るものである（但し、無高者・柄在家のうち無高に近い者に対しては家割高のみ他の半分高としている—寛政二戌歳勘定帳）。

第12表　三条村戸口・牛数表

年		A.D.	人口	戸口	牛数
寛政	8	1796	169	44	17
	9	1797	173	44	17
	10	1798	179	44	17
	11	1799	180	43	17
	12	1800	185	43	17
享和	1	1801	190	43	18
	2	1802	197	43	18
	3	1803	192	44	18
文化	1	1804	194	44	18
	2	1805	197	45	18
	3	1806	191	45	18
	4	1807	184	44	18
	5	1808	177	44	18

衰退からの立直り　この様な衰退の継続を防止するために菜種栽培が促進された事は前述の如くであるが、この方法と共に寛政期頃から酒頭司として他国へ出稼ぎする者も多く—大半は半役人であり、本役人は極めて少い—漸く文化期に入って上昇の事実が目立ってくる。すなわち五右以上の上昇した百姓は五割・無変化が三割・下降は約二割程度であり五石以下は上昇が五割・無変化が二割・下降が三割程度となっている。

総じて持高の上下を問わず半数の上昇が際立ち、下降は約二・五割と著しく減少をして、前述の如く領主の圧力に対応する態勢が少くとも整備を終った事を示し、一先ず立ち直りに成功した事を証明している。この頃の人口増加はこれらの反映と思われる。（第12表参照）

文化一四年（一八一七）の身分別持高統計を示すと次の如くになっている。

第13表　文化14年三条村百姓持高表
身分別

持高	庄屋	本役人	半役人	柄在家	その他		
15石—							
13—		1			1		
11—							
10—	1						
9—			4		1	20	
7—		4	6		8		
5—		4	7	1	10		
3—		1	1	1	10	17	
1—		1	1	1	4		
0			1	1	3		
無高			1		1	1	
	1	11	19	4	38		
		31					

百姓持高・身分別関係総観　近世初頭からの百姓持高と身分別について三条村の場合の持高変化を概観して見ると役人層は三〇数人が平均しており、庄屋層は九石以上の者に固定し、本役人は九石～五石の者が主体であり、半役人は七石～三石の者が主体をなし、柄在家は一石ないし無高の者が多かった。また持高の変化に拘わらず、身分別の改革は見られず、家格が維持されていた様である。

芦屋村の場合についても同様な事柄が指摘できる。文政二年（一八一九）同村一八一軒のうち、一般百姓「惣分」一〇九軒が宮講七二軒の百姓を訴える事件が起きた。すなわち訴状によれば「当村では庄屋・年寄・百姓代の勤役は古来百姓一統の入札によって選び、三年毎に改選をしてきたが、最近に至って年寄から惣分の入札は許可しない。当芦屋村は持高の大小に拘わらず、宮講七二軒以外は村役勤めは認めないと言い出した。しかし七二軒のうちには近時零落して土地・屋敷共に借りその上年貢未納の者が出ている始末である。更に先の庄屋も不始

末があり村民一同大いに困惑したこともある。従ってこの様な七二軒のみに役義を任せることは難しい。しかも七二軒の者達は村役人の勤めを独占せんとする。にも拘わらず、年貢取立および夫役は平等割りとし、村役人の選出には惣分一〇九軒の入札を認めない。しかもこのことを御上には内聞にしておいて、村内では家柄を構えている。このため村方は人気散乱し、年貢納入の状況は悪い。更に毎年の勘定帳面も見せない。この様な事情だから、惣分百姓の入札をもって三年毎に改選する様に致したい」と述べ、五条役所に対して取扱い方を願い出ている。これに対して宮講七二軒の者は「一、我々は芦屋村の開拓者であり、検地も受けている。一、毎年九月一五日には氏神芦屋天神社の祭礼を営んできた。一、浜・茶屋・山三新田は我々の開発にかかるものであり、水車屋敷、水車取建も行ってきた。一、しかるに惣分百姓代と唱える他国他村から来って住みついた連中が種々申立をするが、村役の庄屋・年寄の儀は東芦屋・西芦屋に限り、枝郷の者にも勤めさせてはおらぬ。入札のことは文化七年（一八一〇）の庄屋九平が、役好と私欲とをもって惣分百姓と計って入札を採用したが、それとても東芦屋・西芦屋に限られている。一、年貢勘定・村方諸勘定は毎年百姓一統が立合って行っている。」と返答をしている。結果は明らかではないが、とにかく返答中にもある如く、宮座を拠点として近世初頭以来古い家柄として権威を持ち続け、一般百姓「惣分」の上に立つ家柄として固定していたものである。しかるに拾頭してきた一般百姓が門閥的家柄の打倒を目ざして村役の開放を迫った訳である。

ともかく享保期ころまでに役人と柄在家を主軸とする近世的階層構成は形成され、それ以後階層の固定化は始まり、零落して漸く一石程度あるいは未満の者が依然として役人であったり、かなりの持高を所有していても柄

在家である様な現象が生じたのである。既に述べた如く、武庫郡各村々においては綿作の外に菜種栽培を行う地域が多く、当地域においても菜種栽培は広く行われていたが菜種作地帯は稲作地帯を中心としており、稲の裏作として行われ、一般に綿に比して金肥の投入が少く、天候に左右される事も少くて済むので貧富差の拡大は激しくない。従って階層の分化は極めて速度が遅い。ために古い身分の破壊は徹底して行われることは少く、門閥的家柄の維持される可能性が割合に大である。それは実質的には大部分の役人が常に柄在家の上位に立つ実力＝高を所持していたためであり、また柄在家の軽視される風潮の自然発生は柄在家の大部分のものが上昇しえなかったことに起因している。ここに持高と家格との不均衡は起っても階層の固定や門閥的家柄の存続することが可能であり、ある程度の不均衡が容認される情勢を護ったのであるといえよう。持高変遷表にみられる様に役人層であって、ある時期に姿を消している者もあるが、これは「家絶」ともいえようが史料欠如のために何とも云えない。

幕末の事情についてここに記すことは史料の制約のため不可能であるが、一般的に前述の停滞的状態は一応守られながらも、天保期の変動を契機として実質的には家格の無力化は進んでいったのであろう。

(三)　村落生活の変遷

(1)　山　論

既に第一節において触れてきた所であるが、中世には農村は名主層によって率いられ、家父長制的に多くの名子・所従が隷属しており、名主は更に地頭との間に主従関係を結び、すなわち中世的村を形成していたのであるが、名子・所従達は漸次独立して、彼等の手によって山林・田畑の開発が促進された。その結果、遂には隣接農村との境界線決定にせまられるという事も必然的に要求されるに至った。中世的な身分関係に地縁的共同体の観念が発達附加されて近世的村落が成立するにおよび、こゝ芦屋地方にとって歴史的な事件とされる山林所有をめぐる争いが起ったのである。

芦屋庄の百姓の逃散　織田信長等が天下統一を目ざして活動しつゝあった頃、当地方は三好修理太夫長慶が地頭として越水城主の地位にあった関係上その支配下にあった。これより先、長慶は天文二二年（一五五三）に摂津芥川城主芥川孫十郎を降して同城にあったが、同二四年芦屋庄（芦屋村・打出村）の百姓が、その持山東西一八町のうち、東一二町を社家郷に、西六町を本庄郷に押領されたことを長慶に訴え出た。これが事件の発端である。長慶は裁許状を与えたけれども、其の後の両郷の仕打ちにたえかねた芦屋庄の百姓達は、われわれは柴苅をして露命をつないでいたのに甚だ迷惑だとして一人残らず村を捨てて芥川へ逃散してしまった。弘治三年（一五五七）、当時嶋下郡々代を勤めていた三好日向守長康に対し、松永弾正は芦屋庄百姓の帰村の斡旋方を要請し、長康は百姓に対し早々帰村して従前の如く持山を進退すべき旨の裁許状を与えたが、無効に終った。その後永禄三年（一五六〇）、長康は坂東大炊助・金子市之丞の両人を使者として重ねて裁許状を与え、前々の如く持山を進退すべきことの旨を伝えさせたので、漸く先に逃散した芦屋庄両村の百姓は故地に還住するに至ったのである。この

時両村の百姓は長康の裁許状二通を携えて帰り一通を打出村吉田善吉方に、他の一通を芦屋村猿丸太郎右衛門方に保管方を依頼して、後の証拠とした。ちなみに両村の百姓は芥川に流寓の間、真宗か浄土宗に帰依したといわれ、ために帰村後、打出村の浄満寺は真宗妙覚寺（妙福寺）、宗満寺跡は浄土宗親王寺と改めたと伝えられている。

しかしその後も芦屋庄と本庄との間に出入がくり返されている。

天正一〇年（一五八二）にも、芦屋庄と本庄との間に山出入が起ったが、一二月一二日に池田紀伊守忠勝は、先の永禄三年（一五六〇）の三好長康の裁許に従って本庄の押領を留め、芦屋庄が進退すべき旨の裁許状を芦屋庄の名主百姓中に与えている。（一〇五頁参照）

芦屋庄・本庄の山論　慶長一六年（一六一一）には、芦屋庄持山から銀子が発見されているが、本庄から我儘なここを申掛けてきたので閏一〇月一四日に西宮代官片桐主膳正の現場検分があり、銀子の出た地は芦屋庄持山であることが確認された。

また元和元年（一六一五）春、高野山悉地院が芦屋庄持山から石塔を切り出した際にも本庄と出入があり、西宮代官大野修理の裁定によって本庄の我儘はしりぞけられている。

芦屋庄・社家郷・本庄の山論　その後は長く出入はみられなかったのであるが、寛保二年（一七四二）に至って再び争論が起り、芦屋庄は三月一九日尼崎藩主松平遠江守忠喬に裁定を願ったが、他領入組のため糺明が十分になされないまゝに終った。そこで延享二年（一七四五）に、ふたゝび大阪城代安部伊勢守大阪御番所詰の杉浦河内守、久松筑後守両奉行に訴え出た（取次地方与力山本長右衛門・田坂直右衛門）。芦屋庄二か村、西宮社家郷

六か村、本庄九か村申し分はそれぞれ次の如くであった。

訴人芦屋庄…往古からのわが持山へ社家郷の者が入りこみ狼藉するばかりでなく、社家郷の持山であると主張する。

相手社家郷…問題の山は往古から広田、西宮両社の山であり、社家郷六か村の持山である。しかるに芦屋庄二か村は新道を作って入り込み新儀を策して出訴した。本来、山の鎮守西宮の末社白山権現の石宝殿は武庫山の峯通りに鎮座してある。また隣山は菟原郡本庄の持山で、郡境には炭ケ尾・石釜・烏帽子岩の大石があって明瞭のところである。しかるに芦屋庄はこの郡境を犯している。

このような申立てに対し奉行は双方に絵図作成を申付けたが、一方本庄九か村も芦屋庄を相手どって訴訟をおこしたが、この件についてはすでに庄屋・年寄の間で和談が成立していたのに、これら村役人達は百姓中へこのことについて一言も知らせず、済証文の披露もせずにこれを相手方へ渡したことが分り、村民一同大いに立腹して延享四年（一七四七）五月二一日連印の上再び訴え出た。そこで芦屋庄は重ねて往古からの持山であると証拠書物の存在をもって所有権を主張した。しかるに大阪番所では両者の訴を裁決しかね、寛延二年（一七四九）二月一三日稲垣藤左衛門、奥谷半四郎の両人を検使として現地へ派遣し、究明させたところ、次の事実が判明した。ちなみにこの時の手代は江口伴左衛門、新明政右衛門、祐筆は高野用蔵・金吾、竿取は市右衛門であった。そして検使に先立ち、論所立会の節は口論等はしない、絵師一人を両方から頼み公平な絵図を書かせるという起請文を差し出させている。

社家郷の申立に対する裁定

一、郷境は高塚―いもり山―烏帽子岩―石釜―炭ケ尾―石祠迄見通しというがそれは単に聞伝えで証拠はない。

二、打出村地頭林、同村岩ケ平新田および溜池二三か所は武庫郡に入るといい、証拠として武庫郡越木岩新田の検地帳・名寄帳・算用帳等を提出したが、越木岩新田に対しては明暦の検地、岩ケ平新田に対しては延宝め検地が行われており、その間二〇年余を経過しておって、さらに越木岩新田検地帳には岩ケ平新田の高は記載されていない。よって申立は聞伝えを根拠としており採用できないので右の地面は悉く菟原郡の所属と決定する。

三、仁川奥の茨谷の内に社家郷の土砂留丁場があるというが、その有無を以て郡境の証とはなしがたい。

四、字中畑の内、古畑荒地は社家郷開発の跡というが、これまた聞伝えで証拠とはならない。

五、石祠下字炭ケ尾と称する場所について社家郷・本庄共その指す所はちがっており、また芦屋庄山内に炭ケ尾の名称の場所はない。社家郷・本庄の主張には確証がない。

六、芦屋庄から新道をつけたというが、検分したところ古道に間違いない。

七、社家郷提出の文書・絵図等、全て不都合で証拠とならない。

八、芦屋庄が西宮、打出両村の地境の証拠と主張する地頭林内字栗林の寛文二年の皮剥松一七本は明らかに存在している。

九、かき谷の内、打出村支配の銀山間歩持山の証拠はある。

一〇、永禄三年（一五六〇）の三好長康の裁許状は現存している。

一一、元禄一一年（一六九八）青山播磨守幸督へ提出した郡境書付の控に他村の連判がある。
石の一一か条について芦屋庄持山の由緒ならびに郡境の証拠に間違はない。
次に本庄の申立に対する裁定
一、本庄は西六町の境の中垣石・花石・伏石・切口・烏帽子岩・石釜・炭ケ尾・石祠北は、六甲山峯通り本庄持山と主張するが、伏石・切石はなく、中垣石は芦屋庄では涼塚、本庄では中垣石というが、これは芦屋村と三条村の境印であって、かえって芦屋庄の申立てる西の境目に当り、ここに芦屋村弁天宮が永年安置されてある。このことは本庄持山でない証拠である。
二、字三畦畑は本庄では畑の場といい、古畑の荒地跡があり、本庄が開発したと主張するが証拠はない。
三、その他の絵図・書付・古状等いずれも証拠品として採用できない。従って本庄所持の証拠書類は全く不用である。すなわち、天文二四年（一五五五）の三好長慶の裁許状が証拠であるというが、弘治三年（一五五七）の三好長康の裁許状によると本庄横領の境目書類は無用であって、かえって芦屋庄は従前の如く持山として進退すべきことが記されてあり、天正一〇年（一五八二）池田忠勝の裁許状にも右の旨記されている。
四、寛保二年（一七四二）の本庄庄屋・年寄内済の節の取替証文にも西六町北は石祠から二の腰桜ケ株まで地頭林であって勿論、南北見通は芦屋庄の支配に相違ない旨記してあり、芦屋庄の持山なること歴然である。

芦屋庄の勝訴　以上の様な逐条審理の結果、社家郷・本庄からの申立は全て却下され、ついで武庫郡・菟原郡の境界および本庄と芦屋庄の境界が明示されて「芦屋庄弐ケ村古来之通山進退すべし」という最終判決が行われ

絵図面墨引筋に加印が施され―酒井讃岐守は宝殿・堀切川尻荷越・傍示川尻に、久松筑後守は立会峠・高塚華原・高座谷に、小浜周防守は茨谷尻中見山栗林十七本松、涼塚に―蒐原郡芦屋庄二か村・武庫郡社家郷六か村・蒐原郡本庄郷九か村に対し、夫々山論絵図が授与されてここに二世紀に亘った争論も遂に落着を見たのである。寛延三年（一七五〇）二月一七日のことであった。

芦屋庄二か村の喜びは云う迄もない。同年四月には芦屋村の頼みによって、絵図書物は打出村のものと共に打出村吉田善吉方の土蔵に保管され、翌四年二月一七日には芦屋村助野利兵衛が表白文一軸を書し、芦屋天神社に奉納し「神徳正ニ顕然たり、然れば則神恩之忘事非本意、思ラクハ自今以後累年二月十七日為良辰之間、氏子中神前ニ詣、丹誠抽テ、速ニ奉礼拝者也」と述べ二月一七日を記念して祭礼の日と定めた。

憲政五年（一七九三）六月には本庄村々の庄屋・年寄・頭百姓が立会い、本庄東西境界の改めが行われている。

(2)　入　会

山林管理に関して領主側の監視は厳重に行われたが、当地域においても村々に山番がおかれ、故障のない様に常に努力が払われていた。隣接する有馬郡湯山町においても同様であったが、同村支配の六甲山峯続きにある字柴山は同村から甚しく離れており、管理が行き届きかねるために他村から勝手に出入して樹木の伐採をすることもある様子なので、本庄各村の手で管理をしてほしいと頼みこんでいる。これに対して本庄各村は管理を承知し、文化一一年（一八一四）一〇月に請山の境界に両者惣代立会の下に境界杭木を打ち、その範囲内の柴の苅取りについて五年限・一年米二石五斗・六〇匁相場の範囲で行い、代銀納入期限を毎年一二月二〇日とするという契約がかわされ、取替が百姓代連印によって行われている。字柴山に関し以後の争論は見られない様である。

(3) 水利・水論

山論における境界線の決定が、村落の近世的脱皮の一証として重要な要素であることは右に述べた所であるが、地縁的な関係の認識が最も強く現われるものとして田地における用水利用の場合が挙げられる。

芦屋川の分水（井親・井子） 芦屋川の水引に関する最初の記録は、天正一七年（一五八九）五月一七日に芦屋村と山路庄との間に定められた芦屋川水の割付文書である。山路庄は、住吉・野寄・岡本・横屋・魚崎・青木・田中等の各村をふくむ一円の地域を指す。従前から田地用水として芦屋川の水は当地域に広く恩恵を与えていたしかるに、井手の設置者であり川上にある芦屋村と、その利用者であり川下にある山路庄村々との間に利用日数をめぐって出入（訴訟事件）が起っていたのが、この日に解決を見、次の条項が定められた。

（一） 芦屋川西の一の井手へ三〇日のうち一三日
（二） 同東の二・三の井手へは三〇日のうち一七日 ｝を夫々の利用しうる日とする。

というものであり、更に右の三井手のうちから「ほうぞ井手」へ一日に田二反分の水を上げ、同じく一日に三反分の水を年寄の田地へ給水する等のことも加えられている。そしてこの決定は芦屋村の年寄、同下百姓を含む全員の相談によったものである。更に二七日には番割が決定されたが、一の井手が芦屋村に属する関係上、これらの決定は芦屋村の一存で行われていることが判然としており、下々の山路庄の村々は給水すなわち余水をもらうという形式であり、井親・井子の関係がみられる。なお二七日の番割では、この井手を通して打出村は芦屋村から分水してもらっていることが知られる。いわゆる芦屋庄・山路庄において芦屋村は井親の優位性を保持して

いたのである。広い田積を有する打出村は、分水をうけても山裾の砂交りの地であるため用水に恵まれず日損に痛められ易いので戸田左門氏銕の代に（寛永一二年―一六三五―と思われる）新池掘さくが命ぜられ（三反三畝二〇歩・二石九斗七升）完成している（右の様な親子的関係が見られるとはいえ、中世における様な、小領主の支配下にあって他の庄には分与しない一庄単位の用水支配権は姿を消し、その搾（わく）を打ち破って他庄に用水利用権を一部割譲し、川上に在って井手別による番水管理の特権を有する井親の地位を保つにすぎない状態にあることが指摘できるのであり、近世へ前進する息吹きを感じさせる）。

次に江戸時代に入って最も長期に互り旧本庄郷を中心に水論出入を繰返した東川用水について述べてみよう。

東川は芦屋村字一の井手から西南に流下する用水路であり、その流域には三条・津知・森・深江・中野・小路等の各村の田地約八〇町余が開けており、田畑の養水は全てこの東川に拠っていたのである。すなわち東川は流域各村の枯渇の鍵を握っていた訳である。

さきの天正一七年（一五八九）五月芦屋川番割の文書に記されている川西の地帯は当地域も含まれている事と考えられるが、字名の不明のものが多いため、確証は得られない。ともかく、地理的関係から当地域も既に早く天正期以前から水利問題は重要な事柄として農民に認識されていたことは疑いなく、他庄を含めた近世的な井組の結成に前進する態勢を示しつつあったと考えられる。

東川用水番割の成立　貞享四年（一六八七）に東川用水の番割が決定されているが、天正期からこの年までの間にこの地区における各村落は中世的村落から近世的村落へと成長し、井親の水利権独占の傾向を制肘し、その

勢力を微弱なものにしてゆく努力を重ねていったのであり、その結果がこの年における番割の決定に凝集したものといえる。これによると、中野村を番頭とし、五月夏至の日をもって番初めとしており、その次第は次の如くである。

第14表　貞享4年番割表

村名	番	割	回数
西中野村	1・5・11	13・17・23	3/12
東深江村	2・6	14・18	2/12
西〃	3・7	15・19	2/12
東森村	4・8	16・20	2/12
西〃	9	21	1/12
東三条村	10	22	1/12
東津知村	12	24	1/12

番水割出しの基準は田地の品目別によっており、その回数は井手からの距離の遠近に比例させている。結局中野村は一二日のうち三日、深江村は四日、森村は三日、三条村津知村は一日の割当となっている。東・西の区別は当日の村と比較してその地理的位置の方位を示し、森村・深江村の場合はその地理的拡がりに従って二配分を行ったものである。なお夏至の日を番割の最初の日としたのは田植は夏至の五日前から五日後ごろまでに行われるのが普通であったからである。

番水は右の様に決定されたが、七月一五日だけは順序に拘わらず、三条村用水とすることが認められ、また植付の節には三条村・津知村の両村共通に夫々の番水を利用することが定められている。なお番水村に含まれてはいないが小路村へは西番水の日に当日の絶対水量と見合わせて余水を廻すことが認められている。

番頭が中野村であることは前述の如くであるが、香水が進んでいる時に降雨があった場合は途中から再び中野村に戻って振出すことになっており、旱天により田地が被害をうける恐れのある時は番水に従わず、また品目の

上下に係わることなく用水引をしてもよいとしている。

以上が一般的に適用される規約であるが、例外として三条村の字畦垣内八反に対し毎日三反水を分ち、同じく字観音田七畝歩にも毎日分水が行われた。その理由は東川川筋は長く殊に三条村から川上一の井手までの間は特に川筋が悪く穴もり等が多いため、番村から井手々々に番人を付けるべきであるが、そうすることは冗費を増すことになるので川上の三条村をして穴もり等を留させる、その代わりに何村に番が当っていても毎日三反水宛を遣わすというのである。

江戸時代初期の貞享四年（一六八七）に定められたこの規約には既に中世的な親子的関係はみられず、その様な影は払拭され、村々の用水利用の権利は完全に平等であり、単に川上の村に漏水防止を代行させる報酬として給水を公認しているにすぎないのである。以上の措置は当時盛んに行われていた新田畑の開発により用水量の相的対減少が現われ始めたため、この新事情に適応する各自の所要水量を確保すべく相互に協定規約しなければならなかったのである。

水車建設の許可　この様な平等の用水利用権の共同確認が行われている以上、何人によっても、この平等の破壊が行われることは認められない。すなわち、破壊は生産力の減退となり百姓困窮の基となるからである。河川から水を引き込む井手に水車を設けることは用水の利用に支障を来すことが考えられるため、願主は必らず流域関係各村の庄屋・年寄一同（管理責任者）に対して許可願一札を入れる事が要求されたのである（正徳二年打出村吉田善八水車新建一札、享保五年大阪山田町播磨屋与兵衛水車新建一札）。

分水合石の制　右の番割規約に基づいて東川用水の利用が行われていたのであるが、享保一一年（一七二六）五月に至って中野村・森村・津知村・深江村・小路村五か村が三条村の我儘を訴える事件が起った。五か村の言分によると、三条村に対し前記の如く穴もり修理の報酬として畦垣内に毎日分水を認めていたのであるが、近時は全然穴もりの修理を行わず、それのみか、畦垣内周辺に新田畑の開発を進め断りもなくその土地に大量の水を引込むので、番人が三反水を給水し終った所で留めた所、三条村から大勢出てきて番人一人を相手に勝手な行為をするので、最近は川下水掛りの田地は用水量の不足のため旱損し迷惑している。そこで水掛りの庄屋・年寄共が三条村の庄屋・年寄に再三注意するが一向に聞き入れず、水掛り村の中に他領もあると云って相談に応じない。番水の時期も近いことであるから早々に三条村を呼び出し取調べの上、今後は合石にしていたゞきたい。又古来の通り穴もり修理も確実に行う様に申付けられたいというのである。

しかしこの訴訟の結果は十分な効果が上った様ではなく、明和元年（一七六四）には中野村から庄屋・年寄・百姓代連印で三条村の横暴を松平遠江守忠名に訴え出ており、更に翌二年には中野村・深江村・津知村・森村四か村が訴えており、結果、大庄屋横屋村松井三右衛門が取扱を命ぜられ、度々畦垣内および川筋を調査し、双方村々の庄屋・年寄・頭百姓立会の上、畦垣内の分水を合石にする様に調停し、併せて井手の改造も行われ、解決を見ている。この場合横屋村松井三右衛門が藩主の命によって取扱人として解決策を案じているのであるが、彼の態度には貞享四年（一六八七）の規約を踏襲させようとする努力と、一方においては必ずしも新規を拒まず東川用水をより共同的なものにさせようという企図が蔵されている。取扱人の態度がより一層東川用水井組の近世

的性格＝村々の平等関係を成長せしめたといって差支えなかろう。

刻割・井手立合権の確立　かくて先規に随って番水割は運行されていったのであるが、芦屋村支配にかゝる字薬師寺の一の井手における用水受渡しの刻限が満足すべき状態ではなく、加えて旱魃のため寛政一一年（一七九九）八月に芦屋村を相手取り深江村・森村・三条村・津知村・中野村五か村が訴訟を起したが、魚崎村先の庄屋十兵衛の調停により一一月二二日に至って日割番水の順序は貞享四年の先規を再確認し、用水引取時刻は暁七ツ時から昼八ツ時まで五時、すなわち午前四時から午後二時まで一〇時間と決められ、この間川西五か村の用水引取が行われることをもって落着したかに見えたが、中野村両組（御料・私領）だけは不承知を表明した。そして四か村は中野村がいかなることを申し掛けてきても一村の判断によって応ずることを避け、必ず四か村一統をもって掛合に及ぶべきことを申合わせている。

此の事件の発端は先に記した様に主として用水受渡し時間に関するものであったが、次に芦屋村と川西五か村との該時間についての主張の相違を示すと

芦屋村存寄
- 五か村へ…午前六時～午後二時＝八時間
- 芦屋村へ…午後二時～午前六時＝一六時間

五か村存寄
- 五か村へ…午前四時～午後六時＝一四時間
- 芦屋村へ…午後六時～午前四時＝一〇時間

右の様に夫々自村に有利な時間配分を考えていたために訴訟が持ち上ったのであるが、八月一八日の調停解決案は

五か村へ…午前五時～午後三時＝一〇時間
芦屋村へ…午後三時～午前五時＝一四時間

とされ、五か村に対しては各村刻割が均等に行われているのであるが、中野村は恐らくこの点に不満を覚え、又芦屋村の与えてやるという態度に不快を感じたものであらう。中野村があえて承知しないので、芦屋村は一一月二五日大阪役所に返答書を差出したところ藩主決裁下げとなり、木村周蔵役所で尼崎郡代山口伝兵衛立会、魚崎村十兵衛・岡本村庄屋喜左衛門取扱となって対談した結果、翌一二年四月二五日に至って次の様に刻割・日割が行われ解決を見た。

第15表　寛政12年番割表

村名	番割
中野村	1・5・11
深江村	2・6
〃	3・7
森村	4・8
〃	9
三条村	10
津知村	12

中野村の一番・五番は寅上刻～未下刻まですなわち午前三時～午後三時まで一二時間、他の各番は全て卯上刻～未下刻まですなわち午前五時～午後三時まで一〇時間の用水引取り、残り時間は芦屋村の引取りとなった。そして川西五か村のうち、中野村だけが三番水のうち二番水を一二時間引取とする事に成功したのであった。

その他の取替条項として

(一)　一の井手用水掛り堰留普請諸入用銀および人足は従前通り立会割付のこと

(二)　毎年番割決定後、村役人から頭百姓のうち肝煎を一村一人宛決めて毎日定刻に一の井手で芦屋村肝煎と立会い、定の通りに取計うべきこと

(三)　五か村用水引の節、川上・川下において差等があるから、川下各村の用水引の際には川筋は決して支障の起らない様にすべきこと

(四)　五か村へ番水が二回通り廻り終ったならば三回目の番頭は一年に一回休番し、その番は芦屋村用水に引取るべきこと

等が定められ、中野村・深江村・森村・三条村・津知村・芦屋村の庄屋・年寄・百姓惣代の連印、取扱人二名の連署押印が行われ、落着を見たのである

(一)項の用水樋普請諸入用銀および人足の割付は、立会の上割合にするとしているが、この割合は他域の例から考えて高割と解釈して差支えなかろう。とすれば、この申合せによって井親的存在であった芦屋村の優位は全く失われたことになる。更に(二)項において水上の一の井手へ各村からその代表として肝煎一両人宛を毎日刻限に派遣し、芦屋村肝煎と共に立会わせ我意のない様にせよと規定したことは、従来番水の刻限に漏水監視程度しか行わなかったのに比し、肝煎を出す事によって立会権を獲得して井親＝堰守（明和六年芦屋村差出明細帳）の我意専断の制圧に成功した注目すべきことと云わなければならない。要するに(一)(二)の条項は、名実共に一般的に川下の井子村と見做されまた井親村と公認されていた両者の距離を消失せしめ、井親村の特権の存在を排除した特記すべきものであって、こゝに至って始めて全き近世村落は成立したのであり、中野村を中心とした川西五か村と

芦屋村の対決は実に大きな意義を有するものであると云って過言ではない。度重なる用水争論を通じて当地域の中世的残滓は払拭し去られて、満足な平等関係は成立してゆくのである。これらの争論の勝利は貧困にあえぐ小農民達が破滅を免れようとして必死の努力と抵抗を試みた結果獲得されたものなのである。

次に刻割に関して一言附加するならば、当地域における時刻法は、前記した如く上刻・下刻の唱え方を用いているが、これは一刻を三分した後、打撞の時を中刻とし、その前に上刻、その後に下刻をおく幕府の説を採用しているものである。

三条村畦垣内分水の割譲　さて右の様に東川用水争論史上画期的な意義を有する四月の協定が行われて、対外的に井組の用水権・立会権の確立が承認され、井親と井子との関係の平等化が成立して万事落着となりたが、これに引続いて中野村・深江村両村は津知村と共に三条村に対して閏四月一八日、川下のため用水が十分に引けないので三条村の畦垣内分水を割譲して貰いたいと要求し大阪町奉行所へ提訴した。この訴訟は地頭下げとなり木村周蔵役所、松平遠江守忠告郡代杉浦久平の肝煎、八幡村庄屋市郎兵衛・魚峰村先の庄屋十兵衛両人が取扱となり、現場検分の上対談が行われ、七月に入って

㈠　字畦垣内の分水は毎日三条村へ分水に引取ること

㈡　中野村番水は五番の日一日に限り、午上刻～未下刻（午前一一時～午後三時）まで四時間、三条村から融通水をする

㈢　深江村二番水の当日、中野村と同じく午前一一時～午後三時まで四時間、三条村から融通水をする

但し、㈡㈢共何回番水が廻っても右の定めは行うべきこと

㈣　右時刻に三条村役人中を案内立会の上、畦垣内地面の水引溝の口をふさぎ留め、東川筋用水と共に流水すべきこと

㈤　毎年七月一五日には順番に拘わらず三条村へ用水引取のこと（貞享四年定に同じ）

㈥　字観音田七畝歩に毎日分水のこと（同前）

なお、津知村は三条村に近く流末ともいえないので融通水は行われず、又明和二年（一七六五）に合石為取替の再確認が行われて一件落着となった。

刻限をめぐる争い　翌享和元年（一八〇一）には芦屋村に対し川西五か村から再び用水刻限に関する争いが起され、岡本村庄屋喜左衛門・魚崎村十兵衛の取扱によって、六月七日用水番頭を

㈠毎年夏至入刻が午前三時～午後三時までの間の年は其日を番頭とする

㈡もし夏至入刻が午後三時～夜中にある年は翌日を番頭とする

ということで落着を見ている。

しばらく時を経て文化六年（一八〇九）これまで寛政一一年（一七九九）に定められた用水日割・刻割に関する規約によっておさまっていた芦屋村と川西の中野村・深江村・森村・三条村・津知村五か村との関係は再び険しくなった。すなわち、五月の植付（当地方は早稲二・中稲一の割合）時分から、一一年に定まった刻限をめぐってとやかくの争いがあったので、五月二九日に五か村から村役人、頭百姓一両人宛が芦屋村庄屋方へ出かけ渇

水の時節故立会の者へ我儘のない様話されたい、さもなくば、流末五か村の小百姓共は殺気立ち、大事に至るかも知れず、零落する者も出るであらうから何分我儘なき様精々頼むと帰村したが一向に聞き入れず、用水揚げ落し立会の井手土木まで夜中に取払う始末で種々掛合ったが増長日に高まり取替証文刻限通りに双方合時計にて用水揚げ下し仕りたいと再三掛合うが何分勝手にする考えであるから流末五か村の田地は用水がありながら枯渇すること歎かわしく「最早下にて仕る可き様御座無く候」と大阪町奉行所に五か村の庄屋・百姓代一二名が連印して提訴している。結果は不明である。

打出村の争論介入　文化八年（一八一一）、この年には六月に入ってから大雨が降り続き、芦屋川が満水になり遂に三日に至って東川一の井堰が大破したが、七月二一日に破損した井堰の修理をめぐって、東川の共同管理村である三条村・津知村・中野村・森村・深江村五か村と芦屋村との間に争論がはじまった。この争論の最中にあって八月二三日打出村は、一の井堰は往古からの立会普請場所であり、又用水組であることを唱えて、中野村・深江村を相手取り争論に介入してきた。翌日両村へ木村周蔵役所からなるべく対談で済ますよう書状で通達があり、他の三条村・津知村・森村の三か村へもこの旨伝えられたが、打町村の争論介入に関する一〇月一二日の両村の言い分は次の様であった。

打出村は御用組合村であるから寛政年間の水論中も外の御用向で立会は毎々のことであったが、元来東川用水組合村ではないので出入中も関係はしておらない。出入前までは井堰入用について割合出銀はしていたが、それは芦屋村へ引取った水の内から分水して貰っていたから少し宛出銀していたにすぎない。寛政一二年の出入以来

一三年間に井堰の普請は度々行ったが打出村からは少しの出銀もさせておらず、又堰場の立会等もさせたことはない。従って今回の申立は全く新規のことになると思う。一〇日まで返答を延ばし役所から帰村して精々小前百姓共に役所の意見を聞かせたが、不承知であり、他の三か村も同様である。

この様な次第で中野村・深江村の庄屋・年寄・頭百姓から役所に対して打出村の願を止めさせる様に説き聞かせて頂きたい旨願い出たので、役所の世話もあり、一二月一日、打出村と両村との出入は一応解決を見た。打出村が堰普請を機会に立会権を要求してきたことは、芦屋村の余水分与という依然として中世的な従属的関係の継続を断ち、東川用水井組に見る様な芦屋村と川西五か村との間の平等な関係を獲得することを目的とし、法的規約に基づく番割・刻割により用水の引取をしたいというのが本心であった様である。

打出村の争論介入一件は一段落したが、芦屋村との出入は依然として続けられ、翌九年四月には五か村は訴訟貫徹のため倹約を申合せている。その要綱は次の様なものである。㈠出入中の諸入用は割方出銀とするが困窮の百姓のことであるからなるべく倹約をし、酒は余程の場合に限り、その費用は人数割とする。㈡諸会合の節は弁当持参、但し遅刻せぬこと。㈢病気の場合を除き出阪の節私用等で不参のない様にする。以上の如くであった。

五月に入って井堰普請を至急に致したい旨、芦屋村を相手取り本庄五か村から井堰普請差障り出入奉行所へ願い出たが地頭下げとなり、木村周蔵役所で双方召出され究明されたが、五か村側では井堰普請は芦屋村と本庄五か村都合六か村が立会うべき場所であると主張し、打出村・芦屋村では本庄五か村・芦屋庄二か村都合七か村の立会場所であると応酬し、争論となったので、川辺郡山本村庄屋丈右衛門・同郡大西村庄屋佐兵衛・菟原郡大石

村庄屋清右衛門・武庫郡今津村庄屋伊人の四人が取扱を命ぜられ、対談が行われた結果

(一) 今後中野村・深江村・森村・三条村・津知村・芦屋村・打出村の七か村の立会相談により、一の井堰破損の普請は何時なり共滞りなく行うべきこと。しかし右七か村の内我意をいう村があり相談の決定しない時は其の村を除き時を移さず早々普請をなすべきこと

(二) 急雨出水により井堰が切流れ大破した節は誠意を以て早々に堰留すべきこと

(三) 一の井堰小破の節は番水村が至急に取繕い、其の趣を廻状を以て村々へ触れ、普請の程度により村々が立会うべきこと

但し急破の節は芦屋村へは普請のことを断っておくこと

(四) 一の井堰普請入用銀及び人足数の割方は本庄五か村へ八分、芦屋庄二か村へ二分とし、村へ立会割合すべきこと

(五) 今回の出入は井堰のみに限り、用水には関係しないこと

という条項の承認をし、「以来相互ニ実意ヲ以テ後々迄モ相守リ申ス可」き事が誓約された。

井堰出入に関する誓約　更に同月一の井堰出入につき、中野村・深江村・森村・三条村・津知村五か村は今後の方針につき次の如き誓約書を取りかわしている。

誓約儀定証文之事

一、此度東川一ノ井堰普請差障出入芦屋村相手取御奉行え願出候処向々御地頭下ニ相成芦屋村より打出村差加へ

不申ては対談難出来由願出候ニ付双方和融対談ニ相成然共此一件之儀井堰普請ハ打出村新規立会ニて已而済口証文仕候得共全此儀是非是非用水引方ニ付出入差発ハ必定と被存候就夫申合儀定証文致置候事

一、東川用水入用中何時ニても右打出村之義芦屋村之用水内水引取殊井組違村方ニ候処若先年寛政年中為取替証文六ケ村同様之意ヲ以用水揚落ニ付前々より仕来ヲ相背我意ヲ以取斗イ又は芦屋村肝煎ト本庄肝煎と立会用水揚落応対可仕証文ヲ相背日割刻割之用水ニ差障申儀出来候ハヾ其日当番用水引村方より早々廻状ヲ以為触知時刻不移及参会様子ニより其場より早速御訴訟可致事

一、一之井堰普請急破之節は五ケ村より一両人宛馳付早々取繕可申事

但シ若出入ニ相成候ハヾ井堰一件雑用割方通也

一、打出村を初芦屋村迚も用水仕来りヲ相背争論相成及公聴ニ候節儀定通り之趣若違変之村方ハ御田地用水不用ニ候得バ外村ニより其差配地頭之相届用水ハ残村手へ預り可申候尚又争論中諸雑用不残其村より為政可申事

一、右ケ条之趣此度誓約堅儀定仕候得ば無異変村々急度相守可申候為後日仍如件

文化九年申五月　　中野村深江村森村三条村津知村庄屋年寄頭百姓十九名連印

さきにも記した様に打出村の本心は一の井堰からの用水引方に参加することであり、その前提事項として普請場所に立会う権利を獲得することが必要であったのである。そこで文化八年に一の井堰は往古からの立会普請場所であると偽証を申立て争論に介入したのであるが、中野村、深江村両村の願止の申請によってその野心は破砕された。そこで芦屋村に頼って再び立会権の獲得を狙い普請出入に強硬に参加し、遂に本庄五か村をして承認さ

せることに成功したのである。しかし五か村は前に記した一〇月一二日の中野村・深江村両村が願止め申請理由の中にも云っている様に打出村の井組加入＝立会権獲得―延いては用水引方承認―に反対しているのであるから内心は打出村の動向に警戒気味である筈である。打出村の一の井堰出入参加は取替証文によって了解しているのであるから、次の段階は必然的に用水の刻割番割の公認ということであるが、この件に関しては絶対に譲歩できないという訳で、「此度出入之儀は井堰のみの儀に御座候」と結んだのであり、誓約儀定証文においても「打出村新規立会…全此儀是非々々用水引方ニ付出入差発ハ必定」と記し、その際に及んで分裂を避けるため、団結強化の申合せを行ったのである。五か村の云わんとする所は、寛政一二年の取替証文に定められた画期的な法的規約の線を破壊することを避け、内的調整の充実を図ることを絶対的な方向としていたということである。江戸時代中期に完成された規約は長期に亘る争論を通じて得られた近世的平等関係を公示する性質を有するものである以上、異分子の介入によって波乱を生ずることを極力防止しようとしたといえよう。究極は用水不足による田地消亡の危惧である。

この頃になると前節にも記したことであるが、衰退から漸く立ち直ってきた中農層以上の者が菜種栽培と共に副業にも力を傾注してくる。そのためか酒造米踏水車取建願が目立っており、水料として芦屋村八郎兵衛の場合水車二輌前に四三匁宛を本庄の内井手番々村に四月二〇日限りに持参している。

用水不足解決の準備　文政一〇年（一八二七）には打出村・芦屋村両村と住吉村・魚崎村・横屋村・田中村・野寄村・岡本村六か村との間に住吉川の用水に関する水論が持ち上った。理由について両者の言い分を見ると

㈠打出村・芦屋村の申立

宇西谷川流末は前々から両村の用水に取ってきていたが、風雨の節に本溝筋の山上から土砂が流入し使用困難であるから、当六月中に古樋を伏せて用水を引いた所、住吉村他五か村の者共が大勢右の場所へ来て普請場所を非道にも破壊したため用水引取に支障を生じた

㈡住吉村他五か村の申立

右の住吉川へ落入る山水は往古から打出村・芦屋村へ分水したことはない。しかるに当六月に至り右二か村が川筋へ新規に普請を行い、古樋を伏せ用水を引取ったため六か村は用水不足を来し困難となったので出訴を考えていた所、考えのない若者が右場所へ赴き破壊したものである。しかし新規に溝を掘り用水を引取っては六か村の難渋となるので、今後二か村は用水を引取らぬ様に命令されたい

ということである。主張は全く相反した内容であり、訴えは西奉行所から地頭下げとなったが争論はおさまらず芦屋村代官小堀主税から他村領主松平遠江守忠宝役所へ掛合の上双方を呼出し、夫々の用達播磨屋宇一郎・豊嶋屋門蔵・小橋屋長兵衛および中野村庄屋弥三右衛門・小路村庄屋幸助を取扱として熟談し、次の如く内済した。

㈠住吉川へ流出する谷筋の水を今後打出村・芦屋村へ引取ることは堅く停止する

㈡右場所谷川筋へ普請その他用水の妨げになることは決して行わない

㈢普請場所を五か村の者が破壊したが、代償として銀五貫目を二か村へ渡す。しかし二か村は年々用水が不足するので、二か村および流末村々から出銀して五貫目に加え、山寄りで谷水落込の良好な場所を見立てて新

規に溜池を築造する考えである

結局打出村・芦屋村両村の横暴が排除せられ、新規の普請は認められなかったのであり、旧山路庄における用水組合の団結はゆるがず、従来の東川井組における様な解決法とは性質を異にし、代償金を基として用水の不足を抜本的に解決する方向を求めて歩み出している。ここには完全な近世の姿があり、更に近代に発展するに十分な要素が抬動しているといえよう。

新川・新水車争論　これより一五年を経て天保一二年（一八四一）に至って芦屋村は東川の川上に新川・新水車を作ったが、そのために下流の三条村・津知村・中野村・森村・深江村五か村は田地用水に差支えるからと芦屋村村役人中へ掛合ったが、かえって右場所の検分を進めるので見たところ、土砂山の原に凡そ一〇町余の新川を掘り水車新建屋敷を拵えており、益々差支えるので深江村・中野村二か村から芦屋村を相手取り、支配の竹垣三右衛門代官役所へ訴え出た。取払が命ぜられたが実行しないので、一一月一三日に両村から再び訴えが出された。しかし依然として実行しないので重ねて両村から訴え出たため一二月に至って漸く芦屋村は本庄五か村に対して新川・新水車取払の一札を入れた。

奥山地の開鑿　この様な用水をめぐっての争論が関係村々の間に繰り返されていたが、当時芦屋村年寄であった猿丸又左衛門安時（一八二八―一八八〇）はこの天保一二年から奥山池（芦屋村字奥山）の開鑿に取り掛って用水量不足による争論の原因解消に乗り出し、約二〇年の歳月を費して完成したのである。彼は村政の窮迫の打開に懸命となり、幕末から維新当時、一八村総代庄屋を勤め、その間幕府および兵庫県令かちしばしば賞賜をう

けている。

さて前年に引続き、翌一三年一月一八日には芦屋村が取払一札を入れながら未だに取払わないので尼崎藩領三条村・津知村・森村・中野村四か村は芦屋村を大阪谷町奉行所に訴え出ており、更に二一日には深江村・中野村二か村は芦屋村が約束に違い、芦屋川上流の新水車用の滝壺・底戸井を取り壊さないので芦屋村を竹垣三右衛門役所に訴え出で更に二月一八日に右両村は芦屋村の違約を大阪谷町奉行所に訴え、一月後の三月一八日には三条村も芦屋村の違約を訴え出るという始末で、遂に五月二六日に、芦屋村側から深江村・森村・中野村・三条村・津知村五か村に対して水車を取払うべき一札を入れて二年に亘った争論も漸く解決したのである。

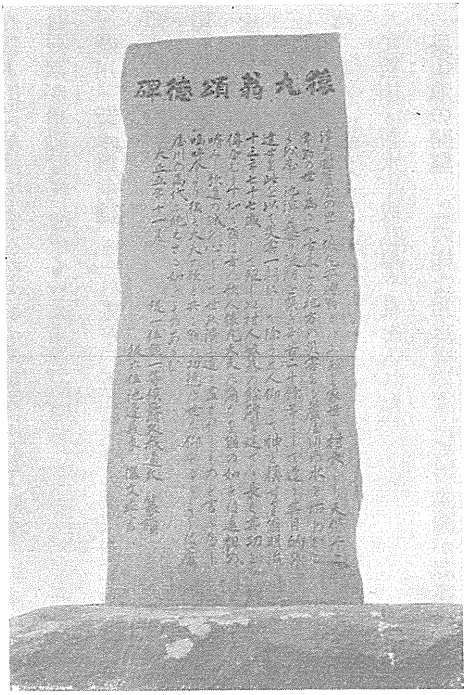

第20図　猿丸安時頌徳碑

しかし又もや安政四年（一八五七）に芦屋村は芦屋川上流に新田畑・水道を作って水を引き、先規の定による用水の日割、刻割を守らないので、三条村・森村・津知村の三か村から芦屋村は大阪奉行所に訴えられている。

幕末に及んで芦屋村の奔放な行為は益々度を加えたのであるが、芦屋村にとっては用水不足からの起死回生策を図ったものであったのであろう。

新溜池の完成　元治二年（一八六四）四月には東川の上流、打出村・芦屋村両村立会山字横道に新溜池が作られ、江戸時代全期を通じて争論の原因を提供してきた芦屋村の活躍もここに終止符が打たれ、井組の各村は共同体構成の夫々の一員としての勤めを果し、近代へ向って出発するのであった。次に新溜池の約定証文の要綱を示すと

(一)　溜池床凡そ二町歩、年貢は一か年に本庄五か村から米三斗六升、水車中から米三斗六升、計七斗二升、内芦屋村へ三斗六升、打出村へ三斗六升を毎年一一月限りに渡すこと

(二)　池普請の入用は百姓から五分、水車から五分と二等分して出銀すべきこと。但し百姓の五分はこれまでの一の井手の普請入用割方に準ずべきこと

(三)　池水引取は東川用水引取方の日割、刻割に準じて引取るべきこと

(四)　用水が不足し、池樋を抜く最初の日は本庄郷、菟原郡内七か村が立会相談の上決定すること

(五)　池普請は遠い場所であるから成るだけ丈夫にせよ。もし堤が切れ芦屋川堤が破損した節には、今回の池普請の入用割方に準じて出銀し元の如くにせよ。更に後年に至って池普請を行う節には、今回の入用割方に準じて出銀すべきこと

となっており、溜池床年貢、普請料年貢、及び用水引取方法等が示されており、三条村の畦垣内の場合は、東川

用水から毎日分水したのと同様の取扱いとし、池普請にいか程入用掛りがあっても、割方、助銀等は一切掛けないことが取替証文に明記された（以上の水利・水論・水車に関する記事は旧中野村々有文書・小阪作兵衛氏文書・吉田善八氏文書・猿丸吉左エ門氏文書に拠った）。

用水争論の意義　以上長きに亘った記述を要約してみると、まず東川一の井堰から流末の村々に至る範囲は一用水溝全体を一単位とした井組を形成し、その法的規制の完成は寛政一二年の番割刻割の決定、関係各村から肝煎を井堰に派遣する事＝立会権の確立、普請入用銀および人足数の割合法決定の時におかれる。そして井親、井子の関係はこの時にはっきりと解消され、井親の特権は排除され、分水法は村々差別なく平等の観念に基づいて行われた。又しばしば行われた争論は、単に無意味に繰返されたのではなく、その歴史は完成後の法的秩序の内面整備を促進せしめ、更に井組の質的成長を物語っており、当初から河川を用水源とし、本質的に井親の特権を抹殺して組合村々が平等な法的秩序の中に立つべき素因を内蔵していたことを明らかにした。そしてその裏面には耕作面積の増大とその用水の絶対必要量の確保との不可分の相対的関係が作用していたのである。

この様な均等関係の成立はまた地頭下げや取扱の名辞にも容易にうかがえるが、要は一用水を局地的利用に限定するのではなく、共同的なものとして支障のない限り広く共通の利益を享受せしめんとする社会心理的作用に拠っている。そして遂には自然の水流にのみ頼ることをせず、資本の結集により障害を除こうとする近代的精神の展開がみられたのである。

(4)　産業経済

(A) 菜種の栽培と売捌

灘目における油絞り水車　摂津国武庫郡・菟原郡・八都郡の所謂西摂三郡に拡がる六甲山系南麓の地域は海辺に向って一様に緩やかな傾斜をしているが、このうち灘目と称される、東は武庫川から西は生田川に及ぶ海岸、すなわち芦屋附近から西の一帯を指す地域の各河川には既に早く元禄ごろから精米や油絞りのために水車の建設が行われており、当市域の関係としても正徳二年（一七一二）に打出村の吉田善八、享保五年（一七二〇）に大阪山田町の播磨屋与兵衛が夫々水車建設を願い出て許可をうけており、天明期当時の市域および近傍の水車数をみると、芦屋村一一・三条村二・田辺村五・岡本村一〇・野寄村一五・横屋村六・郡家村三・住吉村三六計八八輌、内訳は油車四八輌・米車四〇輌という数字が算せられる。これらは芦屋川・住吉川谷に集中しており、油車の数が米車数にくらべて多くなっている。油車はいうまでもなく菜種絞り油車のことである。

明和六年（一七六九）の芦屋村差出明細帳によれば当時芦屋村においては油車は六輌・米車は五輌あったことになっている。天明期と比較すると総計においては同数であるが内訳をみると、油車では四輌増加しており、それに反して米車は四輌の減少となっている。これは米車＝精米車を油車に切換えたものと思われる。この様に油車の数が一円的に多いことは傾斜の適当なこと、商業都市大阪に近く位置していることの他に在郷資本の存在を示すものであると同時に、他面、その発展を側面的に促進維持したものは農民の菜種の生産販売に対する強力な意欲―緊迫したものであったにせよ―であったことは疑いない。時代は降るが、憲政一二年（一八〇〇）にこの芦屋村の水車絞り株の者に対して三条村から菜種八九石六斗八升を売渡しており、又文化末年から天保初年の間

に尼崎瓦林組の村々百姓から芦屋村に対し菜種を売却した件数が七件に上っていることが知られている。これらの事実は少くとも元禄期以降において菜種は商品作物＝換金作物として十分に価値があると農民に評価されていたことを意味する。前記三条村の場合、同年における年貢米高は約一四六石であったが、それの約六〇％の比率を示す量を売却している事実は、農民がいかに菜種の生産に力を注いでいたかを立証するものである。

菜種栽培の必要性　既に身分構成の項において触れてきた如く、明和三年（一七六六）武庫郡二七か村の庄屋が連印して藩当局に訴え出た文書に武庫郡の村々では冬中は百姓の食用にする麦以外は大抵菜種を作り、春の内にこれを売ってその代銀で米作の肥料を調達していることを記してあるが、この事は米の反当収量を増加するために多量の金肥の投入の必要があり、その購入資金を得るために裏作として菜種の栽培を行っていたことを説明するものであり、それなりに当時疲弊の窮境に立たされていた農村としては一層菜種の栽培に努力する訳であり、殊に天明期頃からの金肥の高価はそれに拍車をかけたのである。すなわち菜種の栽培は農村疲弊の防止策の重要な一環として登場せしめられているということである。この明和三年の訴訟の主旨は菜種売払が不自由で農民生活に困惑を与えるから手広く出来る様にしていただきたいということであったが、この訴訟と同理由の下に当地方においても文化二年（一八〇五）八月に武庫郡・菟原郡両郡一四か村連合の訴訟が起されている。

文化二年の国訴以前の一般事情　本訴訟に関して述べるに先立ち、その理解を容易ならしめるために文化期以前における一般的関連事項の展望をしておこう。

文化二年の訴訟が武庫郡・菟原郡七四か村の連合の形においてなされており、これは更に摂河村々五六八か村

の共同訴訟にまで発展拡大するのであるが、この様な農民的商品経済の成長に基づく領主および反都市資本の対応に応じて示された私領・幕府直轄領等の複雑化した入組支配の村々の支配関係を越えて、郡から更に国を越えてまで拡大される農民の行動は普通「国訴」と呼ばれている。国訴は㈠肥料の高値に対する国訴。㈡菜種綿実に関する国訴。㈢綿に関する国訴の三種類に分けられ、文化二年のそれは㈡菜種綿実に関する国訴ということになる。㈠の国訴は元文五年（一七四〇）から安政二年（一八五五）まで約一世紀に亙って執拗に繰返され、安政四年に㈡に吸収される。そして㈡は菜種に対する幕府の統制の強さに比例して明和三年から慶応元年（一八六五）まで㈠の国訴に匹敵する力で行われている。㈢は天保六年（一八三五）嘉永四年（一八五一）の両度綿問屋独占に反対をしている。

さて㈡についてであるが、幕府は江戸における燈油を全国の菜種綿実の完全な供給によって値を安く据置こうとしたが、この政策が結局は生産を担当する農民の生活を圧迫し、反対を受けることになるのである。幕府の方針に反し燈油値段は逐年上昇し、幕府は元禄一一年（一六九八）油種・油の買占禁止を正徳三年（一七一三）囲置菜種の売捌を命じ、享保一一年（一七二六）の令では同じく囲置菜種・綿実の売捌を命じ、大阪種物を大阪問屋仲間以外の町人が取扱うことを禁じている。これは問屋の独占的性格が現われ始めたことを、又このころまでは幕府の統制が必ずしも大阪以外に適用されることにはなっていなかったことを意味している。その後寛保三年（一七四一）に至っては、当時既に大阪問屋の脅威となっていた灘筋水車仲間を自らの手中に収める法令を出している。これは大阪問屋以外の絞り油屋はその国内での種物買入は認められるが、他国から種物を買入れて絞る

ことは許されないというのであり、灘筋水車仲間にとっては最初の生産阻止的圧力となった。

幕府は宝暦九年（一七五九）から一一年にかけて大阪種物問屋二〇軒、綿実問屋一〇軒、出油屋（油買問屋）一三軒を指定し、商品となりうる油・種物は全て大阪に独占せしめる体制を強化してきた。そのために僅かの種物であっても在々の絞油屋へ売渡すことを許さなかった。

更に明和三年（一七六六）三月には手作・手絞の分は例外として他の種類は全て大阪問屋に廻送し、又油は大阪問屋から買取るべしとの触が出され、在々の絞油業は全面的に否定された。幕府の燈油業が一応確立を見たのはこの時であり、以後このことをめぐって慶応の時まで国訴が繰返されてゆく。

この様な幕府の否定に対し、菜種作地帯の農民は、絞油業者だけの否定を考えないで、自分達の経済生活に直結するものとみて絞油業者を差置いて、先ず農民自身が大阪問屋仲間の独占反対に立ち上ってゆく。同年五月から六月にかけ武庫郡五五村の農民は訴訟を続け、大阪への菜種綿実の廻送を全面的に拒否した。この様な反撃はやがて同七年の仕法改正に現われ、摂河泉在々の絞油業者は、株仲間加入、冥加金上納によって油稼を公認された。幕府の意図は農民と絞油業者との結合を切りくずそうとしていたのである。

安永六年（一七七七）には絞油屋が株の免許を願ったのに対し、武庫郡二五か村の農民は水油値下げのために株仲間を結成することはかえって菜種捌方を悪くすると訴訟したが、この訴訟は見事に効を奏し、菜種の売買、質入は自由になり、絞油株も廃止された。

寛政九年（一七九七）一一月には摂津豊嶋郡四一か村から、菜種売払の儀は前々から百姓勝手次第であったが

此度仲買差留となり、在郷では絞油屋、市中では絞油屋又は問屋へのみ売捌く様に命ぜられた。これでは農民が困るから従前通り自由販売を認めてほしいとの歎願が行われた。菜種の自由売買については前述の如く成功しているが、寛政九年（一七九七）に至って絞油株が実現したため、農民は直ちにその撤廃を要求したのである。すなわち、株仲間の結成が農民の経済生活を苦しめることを熟知していたのである。

文化期の国訴　以上が一般事情であるが、こうして菜種売捌をめぐる訴訟は文化期に入っていよいよ明確に国訴の様相を呈しはじめ、当地方における菜種売払についての活発な運動が見られるのである。

文化二年（一八〇五）七月五日、摂州菟原郡一八村、武庫郡五六村計七四村から「菜種売捌手挾ニ而百姓難儀ニ付歎き御願」が大阪西奉行所へ提出された。それによると明和七年（一七七〇）に株を免許された菟原郡水車油稼人が油相場より下直な「立直段」を申合せ「新規ニ目代（もくだい）並手先之者杯ニ御鑑札を所持為致、無益之費不厭、油相場よりハ下直ニ、至て下直ニ買取」るため、自然と売払手狭になり末々の百姓まで必至難渋になるという。そのため寛政九年の触の通り「大坂表廻着之菜種綿実、商売人買入候節、問屋之外入銀之姿ニて、銀子調達致候儀ハ大坂表同様ニ被為仰付下され度」いと願っている。これが拒否されると両郡の百姓は「菜種作上候節、小前百姓共弐斗三斗之端菜種ニても余人え手渡シ仕候へは、油稼之者聞付御公儀様え出訴被致、難儀之上之難儀」となるので「小前百姓之分は村役人え預り置、銀子調達為致、其年之作付仕候様仕度候」と要求を変えている。しかしこの要求は翌六日には武庫郡惣代鳴尾村年寄嘉兵衛、菟原郡惣代深江村庄屋作右衛門連印で先に禁ぜられた囲菜種となるのでやむなく願止めをしている。

八月七日にはこの七四村の訴訟は続けられ

(一)　例年新菜種取入次第、油稼の者が村々へ参る筈であるが、当年は取入れ後も来ない。小前百姓共はただちに売払わねば夏作の仕込諸肥が出来かねるため、下々極貧の百姓共は仕方なく油屋年寄を通じて売払うと僅か一石七三匁にしかならぬ

(二)　このことは水車油稼人が新規に目代をこしらえ、更に手先仲買の者をして買いとらせ、直接買取りはせず寛政九年の幕府のいう「菜種売捌方宜鋪様…正道ニ買取可仕」き趣意に反している。これら目代及び手先仲間へ無益の口銭を差出すが、下直に買取るため、油屋共の損銀とはならず、これがすべて百姓の負担になる。だから立直段及び目代、手先仲買を禁じてほしい

ことを訴えに及んでいる。ここに灘の水車油稼人と農民との対立の相がよく現われている。さらに西摂におけるこれと同じ訴訟は同年八月二五日、豊嶋郡・川辺郡両郡八三村の「菜種売捌并燈油買取方手挾ニ付手広願」となり、菜種綿実の勝手売捌、燈油の在々最寄の絞油業者及び小店等での小売許可を要求し、「明和年中以前之通諸事手広ニ正路之取捌仕候様」願っている。同日、河内の綿作地帯からも同趣旨の願が出され、烈しく株仲間を攻撃している。この日の訴訟は願下げとなったが、この儘願下げをしては油屋株持共が定法に事寄せて益々増長するであろう。かくては百姓共は売買手挾となり油屋だけが利を得ることになり、百姓困窮の基であると菜種作・綿作両地域摂河五六八村という初めての大連合が結成され、二七日の訴訟となったのである。

この国訴も却下されたが、摂河村々は日延願いをして退いた。閏八月五日には菟原郡一八村・武庫郡五六か村

計七四か村の庄屋連印で、再び「新規之目代相止、油稼人共え直々ニ正道之売捌出来候様被仰付被下度」と、目代廃止と時期相場による菜種の買上げを要求している。この願書の趣意は大阪西奉行所で扱われ却下されたが、日延願いを差出し、同一六日に両郡惣代が出頭しているが、その際の様子は分らない。

農民の勝訴　さて閏八月一八日に至り、武庫郡・菟原郡七四か村の惣代七人が呼出しをうけ、新規の目代出来以前と以後の菜種売買の方法を尋ねられ、翌一九日返答書を差出したが、それには「新規目代出来仕候前は、百姓共作立之菜種、御定場所之油稼人共、時之相場を以銘々直売仕、或は小前の百姓共ニては作立之菜種聊ツヽニ御座候故、五人拾人程ツヽ申合、一手ニ仕、同様油稼人え売渡来り候」しかるに当五月頃新菜種売買の際から新規買集方をし、直売買をやめていると説明している。それに続けて目代仲買三人（菟原郡）・目代手先仲買一二人（武庫郡西宮五人・同郡鳴尾村、東新田村、浜田村、小曽根村、西武庫村各一人・菟原郡二人）計一五人の名が記されている。彼等目代の性格は不明であるが、その中の一人、菟原郡魚崎村の忠三郎について見ると、尼崎藩領下であった明和六年（一七六九）以前は柄在家であり上知の同七年より文政元年（一八一八）までは持高僅かに二斗八升を所持するのみであったことが判明している。しかしながらこの一事例を以てただちに他の目代も例外なくほとんど上昇の可能性を持たない階層の身分の者であったのであると断定するにはなお多くの問題がありその解明には時日を要する。

七月五日から閏八月にかけて三か月間に亙って続けられた菜種売捌方手広願の国訴は、遂に一〇月に入って農民の願がきゝ入れられ、目代（油方年行司）三人が奉行所より取放ちを命ぜられた（本山村誌史料篇一二〇頁、

文政六年（一八二三）六月一三日訴状には油方年行司廃止は文化三年（一八〇六）一二月となっている）。一〇月五日、灘目油稼水車両組（六一輌）請負人が奉行所へ出した「済口書上」によると、「近年諸国ニ綿実稼之油屋共増長仕、綿実買留、登リ方追々相滅、只今ニてハ前々三分一ニも引足リ不申」一同の困窮は年々募り休車を出す始末である。その理由は「須磨より西宮最寄在々入込候諸商人、或ハ干鰯諸肥手米殻ニ至迄も仕送之商人夥数有之、多分ハ菜種引請代物代銀之価故、油相場之算当ニも不抱、直段高直ニ買取囲持利潤之程を思惑仕候者共在之」これらが絞り草の払抵の原因であるとし、そこで惣分の者共から取締仕法を作ってくれる様に幾度も申出るが致し様もなく、とに角一同相続の基となると考えて請負人が指図をして抱同様の三人（前記取放ちの者）に直買の鑑札を持たせ不正道になるとは考えず直買をさせた所、百姓共から売捌差支えの理由をもって訴えられたのである。よって「向後ハ目代ヲ以買集候儀相止メ、以来ハ前々より御定法之通り油共直買可仕候」と一件は落着したのである。水車油稼人休株の原因を肥料商人等の問題に帰しており、無株絞油業の発展と結托する農民の動向には触れておらず、仲間の擁護にのみ目を向けている。

文化期以降の国訴　次に文化二年以降の国訴を概観しておく。

文政六年（一八二三）五月、三所綿問屋の独占に対して摂河一〇〇七か村の国訴が起されたが、同じく五月に菜種をめぐる国訴の組織が行われ、菟原郡下三九か村が参加し、中野村弥惣左衛門・熊内村幸左衛門・森村源太郎の三庄屋が惣代となり、㈠木綿并菜種綿実共売捌方手挟ニて難渋ニ付、手広ニ相成候様、㈡燈油下直ニ相成候様、（本山村誌史料篇一一七頁）の二項目を掲げている。六月一三日は摂河一一〇二か村、同一八日には一一〇

七か村が摂津豊島郡才田村庄屋三右衛門他六二人を惣代として㈠燈油の在方直売㈡菜種綿実の干鰯屋等への売渡の許可を願い、拒絶されたが、翌七年四月三日には摂河泉一四六〇村が惣代二人を立て同様の願をしている。この要求は天保三年（一八三二）の油方仕方改正に発展し、殊に日用燈油小売許可は従来の絞油稼禁止の放棄であり、天保一三年の株仲間解放につながる（嘉永四年株仲間復活）。

安政二年（一八五五）摂河一〇八六村の国訴では肥料と菜種の問題が同時に提出されている。

慶応元年には摂河一二六三村が特権化した在方商人を排除する方向を打ち出して国訴している。

以上現象的な記述に終ったが、これらの行動は村方惣百姓の支持によって行われた合法的なそれであったといえる。

(B)　酒造業

米踏水車　酒造業は一般に江戸初期においては微々たるものではあったが、中期頃から大いに伸びてきた。その事情は初期においては自家醸造が盛んであったことに大いに関係している様である。

先に記した如く、当地方においては水車稼がかなり多く、芦屋川、住吉川に集中していたが、その多くは油絞水車であった。米踏水車の数はそれに比して劣るが、これらの水車が灘筋の酒造と関係あるのは云うまでもないことである。当地域について見ると、水車新建願の早い時期のものは正徳期から享保期頃にかけて現われているしかし全てが必ずしも精米用水車であるかどうかは確かではなく、ただ享保六年（一七二一）に三条村そよの先祖が高座谷に三屋敷を設けてその中に水車二輌を新しく建造し、冥加金を年々二両宛上納した記録があるにすぎ

ない。これも宝暦四年（一七五四）には引合わず水車を取払っている。中期に入って明和六年（一七六九）には芦屋村では米車五輌のあったことが知られ、安永五年（一七七六）には同村八左衛門が字開森に米踏車三輌の建設を願い出ており、天明八年（一七八八）には僅かに一輌、三条村で二輌を算する程度である。次で寛政七年（一七九五）には芦屋村太兵衛が東川井堰口上に五輌を、文化一一年（一八一四）九月に前記のそよが「最早追々酒造ニ取掛リ申候時節ニ相成候得ハ、酒造家より踏米取急キ申ニ付、一日ニても水車普請取急ぎ申度候」と水車二輌の再建を願い出ており、同月三条村作兵衛が所持田地の内に一輌の建設を願い、翌一二年には芦屋村の八郎兵衛が字ふしみに米踏水車二輌新建方の許可願を出している。以上の願主は大体村役人層に属する者であることは注意すべきことであろう。

酒造株　酒の材料は白米であることが必要であり、従って白米を消費することは米を大切にする趣旨から制約が加えられ、表向は自家醸造が禁じられ、酒造家は正徳五年（一七一五）鑑札を与えられて醸造を許可せられ、その消費石高は株ごとに定められて、それより多くの醸造は許されず、そして酒造持株に対しては冥加銀が課せられた。酒株は貸株、譲渡等のため休業廃業があって実際の営業戸数には増減があった。休株の復活には大阪役所の許可が必要とされ、願下げされる場合もあった様である。譲株については他領へ、或いは他領からすることもあったが、後には禁止されている。醸造米高は飢饉の年等には何分一造りという制限が加えられており、又時々は酒造株改も行われている。

酒造出稼　農民は農閑期を利用して他国へ出稼ぎにゆく者もかなりあった様である。三条村の場合では寛政期

第16表　寛政12年酒頭司他国稼表
＋・－・同は寛政12年8月現在以降，文化14年迄の持高増減の有無を示す。行先は史料編第1—213頁参照

願主	身分	年令	持高	期間	請人	身分	持高
			石				石
源兵衛	半役人	51	2.672＋	当8月～来年5月	伊左衛門	半役人	8.306－
甚左衛門	〃	57	5.831－	〃	〃	〃	〃
弥三右衛門	〃	41	3.672＋	〃	甚兵衛	〃	7.060
五兵衛	〃	57	3.400＋	〃	〃	〃	〃
市右衛門	〃	47	0.844＋	〃	善右衛門	本役人	5.094同
四郎兵衛	本役人	61	6.340＋	〃	〃	〃	〃
利右衛門	半役人	46	6.592	〃	八郎兵衛	〃	16.788
嘉右衛門	〃	56	4.767	〃	〃	〃	〃－
又兵衛	本役人	54	7.400＋	〃	〃	〃	〃
善左衛門	不明	39	不明	〃	〃	〃	〃
長兵衛	本役人	50	5.931同	〃	〃	〃	〃
宇兵衛	〃	30	3.543＋	〃	弥三兵衛	半役人	8.974－
吉兵衛	半役人	51	1.899－	〃	利兵衛	不明	不明
作右衛門	〃	46	6.706－	当8月ヨリ3年詰	伊右衛門	半役人	6.732＋
善三郎（六兵衛加り）		43		当8月～来年5月	ナシ		
長左衛門（善右衛門悴）		39		〃	〃		
忠五郎（六兵衛兄）		46		去年8月ヨリ5年詰	〃		

頃から文化期初年にかけて村人数の三分一ないし二分一近くが出かけ、期間は八月から翌年五月にかけ一〇月或いは三年季・五年季を酒頭司として勤めており半役人の者が半ば以上を占めている様である。この事実は、貨幣経済の農村浸入を意味するものであると共に自村内において労働力の吸収が不可能であった農村の実情を物語るものでもある。寛政一二年（一八〇〇）の三条村の場合を示そう。（第16表）

(5)　社寺と宮座

さきに村勢の大要を記した項に社寺について若干記したが、芦屋市に現存する社寺は、ほぼ近世中期に現在の形をそなえた。以下に各村の社寺について当時の記録によって略記し、且村落生活に深い関係をもつ宮座について記すことにする。

芦屋村

天神社

芦屋村の氏神。元禄五年（一六九二）当時、本殿は面五尺五寸、妻四尺八寸、御拝四尺五寸、屋根のし葺。拝殿は桁行三間半、梁行二間。敷地は東西一八間、南北二一間。境内は東西九二間、南北六一間。馬場は五二間、横幅一間二尺。石鳥居は高さ九尺。末社に出雲神、愛宕、多賀大明神、荒神あり。又、門丸の森、庚申塚、十王堂石ほこら、天照大神宮、大将軍塚、弁才天女、若宮、同末社才の神があって、いずれも神主吉左衛門。除地。勧請年代不詳である。他に東山山神、西山山神があり、これはいずれも村廻支配（明和六年には吉左衛門支配であった）。除地。勧請年代不詳。（元禄五年寺社御改委細帳・明和六年差出明細帳）

寛延二年（一七四九）天神社本殿改築。安永五年（一七七六）に修覆が行われた。

法恩寺

山号を塩通山と称し、行基の開基、在原業平が伽藍を建立したと伝える。一五世紀半頃焼失の後、小堂を村中として建立、知恩院末長福寺支配となった。堂守として明暦三年（一六五七）まで専故が住したが、その後宗清がついだ。元禄四年長福寺覚誉弟子宗猷、同一〇年行誉、以後不詳。元禄五年当時の堂（薬師堂）は二間半四方、宝形作り、屋根瓦葺。敷地は東西一二間、南北一〇間。境内は東西五間半、南北一九間。馬場一一間、横幅一間。除地。（元禄五年芦屋村寺社御改委細帳・元禄十年正月日村々寺院并辻本五人組証文控）（第二章六七頁参照）。

長福寺

浄土宗。知恵院末寺。山号大甲山と称す。開基不詳。享保元年（一七一六）安楽寺と改号した。元和元年（一六一五）～元禄一〇年（一六九七）の住持は九把（念誉）・直誉・諦存・広誉・了頓・信誉・相誉・証誉・覚誉・

誉。明和六年（一七六九）沖誉。元禄五年当時、本堂の桁行四間、梁行三間、藁葺。庫裡桁行五間、梁間三間半藁葺。門跡二間。敷地は東西九間二尺、南北一九間、二畝二四歩。斗代二斗八升。（安楽寺過去帳・元禄五年寺社御改委細帳・同十年村々寺院并辻本五人組証文控・明和六年芦屋村差出明細帳）

打出村

天神社

寛文七年（一六六七）六月二五日初代宮守南嶺が願主となって菅原道真の木像を寄進、天保元年（一八三〇）氏子が石鳥居を寄進している。

なお寛文六年（一六六六）、同神社境内に観音堂を吉田善吉が願主となり再建した（同寺旧棟札）。本尊は十一面観音像である（第二章七〇頁参照）。

妙福寺

もと浄満寺、永禄三年（一五六〇）妙覚寺と改め、慶長一二年（一六〇六）蓮如上人の門徒江州金が森善従の直弟慶聞坊竜玄の孫善敬（善教）を招請して開基とした。正徳五年（一七一五）妙福寺と改号、文政二年一五代住職広恵が本堂を再建（妙福寺文書）。

親王寺

承和一一年（八四四）阿保親王の住地に建立されたと伝えられる。天文二四年（一五五五）芦屋庄二か村の村民が逃散し、永禄三年（一五六〇）に帰村したが、流寓の間に真宗或は浄土宗に帰依したのでで還住後宗満寺跡

を浄土宗親王寺と改めたという。長州藩主毛利家が阿保親王の後裔にあたるので崇敬をうけ、種々の寄進宝物を蔵する（第二章七六頁参照）。

元禄一〇年の住持は覚誉（妙福寺文書、竹園伝記、阿保山親王寺縁起）。

照善寺

享保一七年（一七三二）釈昇道が西本願寺より阿弥陀如来立像を乞請けて本尊とし一向宗辻本道場を光明山照善寺と号し正式の寺としたと伝える。寛政四年火難にあった（松田直一氏稿本「芦屋の浦風」）。

明覚寺

元禄一〇年堂守円知。その他不詳。（元禄十年正月日村々寺院并辻本五人組証文控）。

三条村

八幡宮

由来観請年共に不詳。元禄五年当時の本殿は方一尺一寸、屋根、板葺、見せたな作り。敷地九間八間、境内除地。村中廻り持支配。寛政一二年（一八〇〇）火燈支配をめぐって争いが起った。（三条村元禄五年寺社御改控・銘々慶図并古キ事覚書之帳・元禄十年村々寺院并辻本五人組証文控・三条村小阪清兵衛氏文書百姓訴状）。

照楽寺

一向宗。開基の由来年号は正確には記すことは難しいが、寺伝によると開基教伝が永正元年（一五〇四）に六五才で歿しているから一五世紀後半ごろと思われる。貞享三年（一六八六）までは摂津国川辺郡小浜毫摂寺末三

条村辻本道場と称したが、同年本寺より照楽寺の寺号を申請けたものである。元禄五年（一六九二）当時の堂は桁行四間、梁行二間半、屋根藁葺。二間半に半間の縁があり、敷地は一四間に一一間、年貢地で住持から上納している。当時の住持は教伝、それより四代以前は道順、三代以前玄香、二代以前は正海（三条村元禄五年寺社御改控）。寛政・享和頃は無住が続き、文化八年（一八一一）教音・同一二年教勝となっている（三条村人別改）。

宗円寺

禅宗。本庄九か村の氏寺。開基不詳。大阪平野町宮嶋屋彦太郎兄好鈍という者が明暦二年（一六五六）六月三日から寛文九年（一六六九）一二月まで住み、以後二年間津知村太兵衛住居。延宝二年（一六七四）大風雨に潰れ廃絶した。屋敷一八間に一二間。敷地三畝六歩、下田二反一八歩、下々田四畝二歩、下畑六畝一一歩下々畑二反二七歩を有した。境内除地。本尊観音、万治三年好鈍本庄中奉加（銘々慶図并古キ事覚書之帳・三条村元禄五年寺社御改控・寛文三年三条村検地帳）。

他に弁財天・春日明神・山神・大日堂跡が三条村の山手にあった（元禄五年寺社御改控）。

三条村の宮座　三条村の氏神は稲荷大明神（神戸市東灘区旧森村鎮座）であるが、その由緒に関する記録の古いものはなく、元禄五年の寺社御改控に始めて登場する。それには只「森村に有り」と記されるだけで、勧請年代は不明であり、宮元が森村であることを知るだけである。

これより一世紀後の寛政七年（一七九五）の文書に「本庄九ケ村氏神、当村（森村）ニ御鎮座、正一位稲荷大

明神」とあることによって依然旧本庄地内の村々が等しく稲荷大明神を氏神として奉祀していたことがわかる。従って寛政期には稲荷大明神はなお本庄統合の中心としての性格を持続けていたことになる。ここに九か村というのは文化五年（一八〇八）神役申合定によると森村・三条村・津知村・田辺村・北畑村・小路村・中野村・深江村・青木村であり、東川用水関係村々が含まれている。

文化五年申合定によると九か村が交代年番でその神事を勤めることになっていた様であるが、寛政七年（一七九五）の神役請証文には「神輿神役之儀ニ付、御庄内え御相談ニ候処…神役之儀当村（森村）え御頼…右ニ付一札御差入被下候ニ付、無滞神役相勤可申候、依之応村柄ニ御心持次第御酒料可被遣」という文言がある。これは稲荷大明神が当時既に庄の氏神というより森村の氏神に変移していたためといえよう。

稲荷大明神の尊崇について、この様な内部変化がうかがわれるがこの傾向は更に古くから始まっているとも考えられる。

これに関連して八幡宮がいつごろから村の氏神として成立したか、それを考えて見よう。

八幡宮の由来勧請については元禄五年（一六九二）の寺社改に申し伝えもないと記してあり、分らないがこのことは寧ろ宮の歴史が古いことを物語るものであろう。とするならば稲荷大明神と並んで古くから存在したと考えることも無理ではなかろう。その規模は恐らく小さかったであろうが、村人の社としてより強い結び付きを持ったと思われる。

八幡宮が村の氏神として本格的に登場するのは、いつごろであったか。寛文三年（一六六三）三月の「摂州菟

原郡三条村御検地帳」には字荒内の谷東に一筆で二畝歩の下田が村分として登録されており、元禄五年の新田検地帳には一筆下々田二畝一一歩が村分として記され、天明三年（一七八三）正月改の「三条村名々田畑持高帳弐番」の末尾に一筆で「字安ノ山新田下々田弐畝拾壱歩、壱斗九升是ハ八幡田」と記録されている。いずれも村内において荒地であった所を開いたものと考えられる。これによって見れば寛文以前すなわち一七世紀中頃には宮田が設立されていたことが分る。このことは庄の氏神の蔭にかくれて表面に現われることのなかった村の氏神が次第に表面に浮び上って来たこと、又同時に村民が平等に祭祀に参加し得る情勢が生み出されて来ていることを示すものである。この様な過程を通じて元禄五年の寺社改にはっきりと村の氏神＝鎮守として記されるに至ったのである。この様に村々の小祠が村の氏神として尊崇されてゆくにつれて、本庄の氏神稲荷大明神が実質的に宮元のみに奉祀されてゆく傾向を生じて来たものと思われる。

次に祭祀において重要な役割をはたす神主について見る。元禄五年の改には「何百年以前より廻り持ニ仕候も相知不申候」と記されてあり、寛政一二年（一八〇〇）の百姓訴状にも「私共村方八幡宮火燈…先例より村中廻り持致シ来リ候」と述べられてあるのを見れば、初期においては村中廻り持＝年番制が行われていたことは明らかである。少くとも一七世紀後半においてはそうであったと解される。しかし村中年番あるいは廻り持といっても村の氏子中全戸が年番を勤めたことをいっているのではない。村内において役家であることが必要である。柄在家は当然除外されることになる。

寛政一二年の訴状に「三条村は源五兵衛という者が三条と村号し開発して以来、代々栄えて寛政期に及び、こ

の間代々兵衛を名乗り分家共を合せて二三軒となった。そして互に身分に高下なく住み来り、京都吉田御殿の許可を得て八幡宮の火燈支配を行って来たところ、寛政二年（一七九〇）に神社仏閣神主火燈の御触書が廻り、その節に一一軒だけが火燈印形をして提出したことを一〇年頃から噂に聞いており、一一年七月から八月にかけて加入方を掛合ったが加入させない」という意味のことが述べられてある。このことは三条村における八幡宮の宮座当番は廻り持とは云え、一一軒の兵衛中だけが独占していたことをいうものである。宮田の成立に関して一応役を勤める全戸が八幡宮の宮座員として平等に宮座当番を勤めること＝村座が考えられたが、この様な事柄は一八世紀中頃から徐々にごく一部の者達に独占支配される傾向が芽生えていたことを説明するものである。すなわち「村座」ではなく「株座」となってゆくのである。神主の役割は特別の場合―修覆の節の上遷宮・下遷宮の儀式―を除き宮座当番が担当していたのである。これ等のことは庄屋・年寄等の村役人選出にも関係を持ち、江戸時代のほとんどの期間を通じて兵衛中の者達が選ばれており、村内の階層身分構成が宮座と不可分の関係を保っていたことを雄弁に物語っている。

芦屋村の宮座　芦屋村の場合に関係する資料は元禄五年（一六九二）と明和六年（一七六九）の僅か二点を数えるのみである。氏神は芦屋天神社であり、同時に村の氏神であり、神主は代々吉左衛門であった様に思われる十王堂石祠及び字東山・西山の山神に限り村廻り支配が行われた（明和六年には神主支配に変っている）ことが知られるが、芦屋村においても三条村と同じく株座が行われ、村座は行われていなかった様である。前にも一度身分構成の項で触れた所であるが、文政二年（一八一九）における百姓一〇九軒の願書と宮講七二軒の返答書と

が、このことに明快に答えを出してくれる。宮講七二軒とは永禄年間に一度芦屋村から摂津国芥川村へ逃散し、のち再び芦屋村に帰った百姓達を指し、一〇九軒の百姓は他国他村から入村し住み付いた者をいう。此の年に至って当時既に年貢上納能力を喪失した者を含む七二軒の者が、依然として村方三役である庄屋・年寄・百能代の役を占有していることに対し、相当の持高を所有する者達を頭とする一〇九軒の百姓達がその専横を憤り、「宮講七拾弐軒は役家ニ限リ候」と自格を定めていることに挑戦したが、宮講の者達は返答の中で特に一項目を独立させて説明している。すなわち「七拾弐軒由緒と申候儀ハ、往古より例年九月十五日氏神祭礼之砌御供方御神酒方両講取繕ひ奉備則神前ニ、七拾弐軒者共神前詣テ左右と座ヲ改、祭礼之営ヲ仕来罷在候」と云う。村内一八一軒の中、三分の一ばかりの百姓で特権的な宮座＝株座を構成し、氏子中とは云え、他の百姓には宮座当番を勤めさせず、ここにも又村内の身分別を宮座によって明確に区分を行っていたことが見られ、身分の固定現象に宮座が濃厚に関連を持つことを示している。明治期に及んでもなお村政運営の上にこの様な影響のあることが感じられる節があることは見逃し得ないところである。

(6) 助　郷

宿駅の制と助郷　江戸幕府は交通の制度として五街道に宿駅制を設けたが、それ等宿駅には一定の人馬を置く義務があった。しかしこれ等の人馬を宿駅のみで常備するととは困難であり、時にはそれ以上の人馬を必要としたから、宿駅附近の農村から御料私領の別なく不足の人馬を徴発することとした。その指定をうけた村が助郷であり、その課役もまた助郷と称したので、これを区別するため助郷村・助郷役ともいう。助郷が制度として定め

られたのは元禄二年（一六八九）で、その後定助郷・大助郷の区別を生じたりしたが、これによって宿駅附近の農村は苛酷な負担を課せられ、疲弊することとなったのである。天明四年（一七八四）の例を見れば、高一〇〇石につき人足二四人、六歩懸りとなっており、打出村一五九人・七分、津知村二五人・六分であった（松田直一氏書写文書）。また幕末の文久元年（一八六一）の芦屋村から西宮駅へ一年につき人足一〇三人が出され、手宛銀九分宛を加助している。時期は農業の繁閑を問わず徴せられるから農業生産に与えた影響は大きかった。一般に宿駅側ではなるべく負担を助郷村に転稼せんとして、このために両者の間に争いの生じたこともあった。当地域での宿駅は西宮町であったが、かような争いはなく、助郷役の必要とされる時には、前もって助郷村と打合せ割出しを行っていた様である（文化二年助郷一札）。時に幕府に対して負担軽減を歎願することもあった。文化五年（一八〇八）閏六月朝鮮人来聘についての国中高役掛金の免除を助郷三三か村連判で大阪東番所地方役所に愁訴したことはその一例である。

拝借金・加助郷　ときに拒否される場合もあったが拝借金や加助郷をうけることもあった。天明三年六月、西宮駅並びに三三か村の難渋につき願い出たところ、金千両一〇年貸付形式の拝借及び加助郷の裁許をうけておりまた文化元年三月四日六一年目の甲子年につき、宇佐・香椎両宮へ京都から奉幣使が参向のため通行する際にも、武庫郡・菟原郡三三か村からの出人足一一九二人のうち五九六人の加助郷、残五九六人の六年拝借金を認められている（小阪作兵衛氏文書）。

使者通行につき助郷人足等を出す日には、街道筋関係村々に対して事前に大庄屋から廻状が出され、それに従

って人足の調達が行われ、街道の修理や清掃、領分境分石の墨入その他の準備が行われ、当日には庄屋は袴・紋付羽織で御供し、年寄は股引・紋付羽織で案内に立ち、年寄の先へ帚引を立たせたものの様であった。当日芦屋川が急に増水している節には川越人足を三条村・津知村・森村・中野村から出し、この四か村の事情によっては更に北畑村・小路村・田辺村にも助人足を割当てることも行われた模様である（朝鮮信使対馬来聘触書控）。

伊能忠敬の測量　文化二年（一八〇五）一〇月、伊能忠敬が中国筋測量の途次、打出村・芦屋村の海辺を測量した際には、摂津国神崎村から以西の灘筋関係村々との連絡費・庄屋の集会費・筆墨代・測量役人の宿賄料・勘定立会雑費等合して六四九匁五分五厘を要したが、その割付は高割四〇％、一〇〇石につき二匁一分七厘宛、村割四〇％、一村に九匁六分三厘宛、家割二〇％、一〇〇軒につき二匁九分七厘宛とし、打出村には四三匁六分一厘、芦屋村三六匁九分七厘、津知村二一匁二分七厘、三条村二四匁三厘の負担となっている。

(7)　摂海防備と灘筋

摂海防備と朝幕の動き　徳川幕府が祖法と称して鎖国を実施したことは周知のことであるが、完全に無防備であったのではなく、将軍家光が徳川氏盛衰のことはこれは単に徳川一門の私事であるが、寸地を夷人共に取られるにおいては国家の恥であると云ったということが世に伝えられているが、この精神をもって長崎の警備が行われている。幕末に至って辺海防備が緊急事となるとエゾ地方における防備が先ず重視され、次いで将軍家膝下の防備として江戸湾附近の海防に対策が講じられたが、更に摂津の海が重要防備地区に加えられた。その理由は江戸湾が将軍家膝下として重視されたと同じく、大阪湾沿岸は京都の膝下であり、又嘉永・安政以降の勤皇思潮か

らして特に重視されたのである。天保頃からかなり急激に高まってきた国内の対外防備の輿論は徐々に摂海防備にも影響を与え京都の堂上方の憂慮を増していったが、弘化三年（一八四六）八月、幕府に下った「海辺防備堅固」の勅令は一層この状態を刺戟したのである。嘉永六年（一八五三）に将軍宣下勅使東下があり、幕府も朝廷に対して海防のことについて種々意見を具申し、その沈静に努めていた。この様な時代背景の下に摂海防備のことに関して朝幕共に大いに神経を使っていたのであり、その反映として当地域の警備に関して安政元年（一八五四）二月には代官川上金吾助、同増田作右衛門は摂泉播三か国海岸警備の儀につき大阪城代土屋寅直へ上申し、川上金吾助代官所支配の菟原郡打出村・芦屋村等及び武庫郡中の村々は尼崎藩松平遠江守が警衛を担当すべきであるといっており、同月二六日に大阪城代土屋寅直は異国船近海渡来の際の大阪警衛に関し意見を幕府に具申し特に尼崎、西宮、兵庫辺、住吉、堺、岸和田、紀州境辺を肝要の地と述べている（大日本維新史料・大日本古文書）。とかくするうちに同年九月、プチャーチンの率いるロシア船が大阪湾安治川沖に入って来たので大阪市中は勿論、京都においても大いに驚き、近傍の諸藩の殆んどが派兵して警備に当り、（そして大阪警衛則京都警衛の方針の下に）相ついで大坂砲台を設置したのである。安政五年（一八五八）六月には従来江戸湾の海防に当っていた諸藩の中から鳥取藩、岡山藩、柳河藩、長州藩の四藩が摂海の防備のため派遣されてきた。この中摂海防備一二条をあげて最も強く幕府の責任を攻撃していた長州藩は武庫郡平左衛門新田尼崎領界から以西八部郡西須磨村国境までを担当し警備に当りた。

打出陣屋　こうして文久元年（一八六一）三月二三日に至ると、摂海防備のため打出村字広野に陣屋が設けら

れた。翌二年六月には久留米藩が代り警備に当ったが、同八月には竜野藩が、次いで元治元年（一八六四）の八月には勢州藩が引き継いでいる。この間文久三年四月には将軍家茂は摂海巡視を行い、帰京後五月一八日に摂海防備につき意見を朝廷に奏上したが、特に西宮駅以西播州境に至る六・七里の間の防備を憂えている。巡視の間長州・竜野両藩に防備を命じており、前記の如く交代が行われている。前年には政変が起り七卿の長州落ちがあり、この年にはその善後策が行われ、又三月には一橋慶喜が摂海防備の指揮を拝命し、五月には前年来神戸操練所で訓練をうけていた士が西宮、今津、和田崎、神戸、川崎等の砲台に配置されて来る等、大阪湾を中心にして誠に険悪な世情であった。しかし同年七月の蛤御門の変以来長州征討が時代の大問題となるにおよび漸く摂海防備のことは平静に向い、翌慶応元年（一八六五）には条約の勅許があり、安政以降文久元治の間大いに防備施設は行われたけれども、十分な成果を見ずに終り、世は大政奉還、王政復古へと進み、幕府は倒壊し、近代国家日本の誕生がおとずれ、当地域の軍事的価値も薄らいでいったのである。打出陣屋の必要性もこれに伴い減退しその担当は慶応元年加賀大聖寺藩、翌二年伊予大洲藩と変り、明治元年（一八六八）四月には備前藩―久留米藩から尼崎藩へ引きつがれ、明けて明治二年三月の下旬、あわただしい時代の中にその姿を没し去ったのである。